

(平成23年10月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	67 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	64 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	42 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	24 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月及び同年5月並びに60年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月及び同年5月
② 昭和60年2月及び同年3月

私は、申立期間当時は事業をしており、毎日の売上げ及び公共料金などの現金出納については、店に来る銀行員に全て任せていた。したがって、国民年金保険料に限らず納付書が送付されてくれば、それを銀行員に預け、後日領収証書を受け取っていたので、きっちり納付されているはずである。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることはおかしいので、よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付が開始される昭和48年4月以降、60歳期間満了までの約32年間にわたり、申立期間①及び②以外の保険料を完納しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる上、申立期間①及び②はそれぞれ2か月間と短期間であり、かつ、前後の期間は保険料を納付済みである。

また、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、昭和56年2月から国民年金保険料の口座振替を開始していることが確認できるとともに、申立人のオンライン記録により納付日が確認できる昭和60年度及び61年度の納付状況をみると、2か月単位で口座振替が行われており、この場合、申立期間①及び②の保険料は、それぞれ預金残高不足により振替不能となったものと考えられるところ、同市においては、口座振替ができなかった期間について、別途納付書を送付していたと回答している。

さらに、当時、申立人が取引していたとする金融機関においては、担当者が顧客から納付書、請求書とともに預金通帳及び現金支出伝票を預かり、料金を

納付した上で、後日領収証書を渡す取扱いが一般的に行われていたとしていることから、申立内容と符合する上、申立人は、振替不能となったとみられる昭和60年10月及び同年11月の2か月の国民年金保険料を61年3月28日に納付した実績を有することなどを踏まえると、申立期間①及び②の保険料についても、別途送付されてきた納付書を使用して納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年5月から48年3月まで
② 昭和49年1月から同年3月まで

私は、幼少期から現在まで療養中であり、私の将来を心配した両親は、昭和42年5月頃に、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。

両親は既に死亡しており、詳細は分からないが、昭和46年3月に結婚して転居するまで同居していた姉から、市の人が集金に来ていたので両親が姉と私の国民年金保険料を一緒に納付していたということを聞いた。

また、時期は覚えていないが、400円、その後550円の国民年金保険料を納付し、領収証書ももらったと聞いている。

申立期間①及び②の両親が一緒に納付していた姉の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年5月頃に、その両親が国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号が昭和48年10月31日に払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、この頃に国民年金の加入手続が行われたと推定できることから、申立期間②の国民年金保険料は現年度納付が可能であったことが分かる。

また、A市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は現年度納付していることが確認できる。

さらに、オンライン記録を見ると、国民年金の加入手続後の申立人の国民年

金保険料は、申立期間②を除き完納されており、療養中であった申立人の将来を考え、加入手続後の保険料を継続して納付していた申立人の両親が、申立期間②の保険料のみを未納のまま放置していたとは考え難い。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の母親は、昭和 49 年 4 月に国民年金手帳記号番号の払出しを受けており、時期は不明であるものの、申立期間②を含む 45 年 6 月から 50 年 5 月までの申立人の母親自身の国民年金保険料を、「再開 5 年年金制度」を利用して納付していることを踏まえると、申立人の申立期間②の保険料納付が困難な事情はうかがえない。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金の加入手続時期は、前述のとおり昭和 48 年 10 月頃であることから、42 年 5 月頃に加入手続を行ったとする申立内容と符合しない上、当該加入手続の時点で、申立期間①のうち、同年 5 月から 45 年 12 月までの国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立期間①は、71 か月と長期間であり、これだけの長期間にわたり、連続して国民年金保険料の収納及び記録管理に事務的過誤があったとは考え難い。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付については直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとするその両親は既に死亡しているため、申立期間①の保険料納付に関する事情は把握できない。

加えて、申立期間①の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年6月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年6月から55年3月まで

私は、昭和54年5月に会社を退職したので、母親が私に代わって国民年金への加入手続きを行い、結婚するまでの間、自宅に来た集金人に私の国民年金保険料を納付していた。

申立期間が未納期間とされているのは納付できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間の10か月を除き、国民年金保険料を全て納付している上、申立期間に係る申立人の保険料を納付したとするその母親は、保険料の納付が始まった昭和36年4月から60歳に達する63年*月までの保険料を全て納付していることが確認でき、申立人及びその母親の納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間の始期である昭和54年6月に払い出されていることが確認でき、同月の厚生年金保険被保険者資格の喪失に伴う国民年金への切替手続きが、遅滞なく行われたものと推認できることから、申立人の母親が、同月から国民年金保険料を納付しようとしたことがうかがえる。

さらに、申立人は、その母親が自宅に来た集金人に国民年金保険料を納付していたとしているところ、A市によると、申立期間当時、同市では集金人による保険料の収納も行われていたとしており、申立内容と符合することから、納付意識の高い申立人の母親が、自らの保険料と一緒に申立期間に係る申立人の保険料を集金人に納付したと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月11日は30万円、同年12月9日は37万円、18年12月11日は40万円、19年7月10日は35万円、同年12月7日は42万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月11日
② 平成17年12月9日
③ 平成18年12月11日
④ 平成19年7月10日
⑤ 平成19年12月7日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与の記録が無いことが分かった。申立期間について、賞与の支払と保険料控除が確認できる賞与支給明細書を提出するので、賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の記録が無いと申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い

方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人提出の賞与支給明細書及びA社保管の支給控除項目一覧表の賞与額又は保険料控除額から、平成 17 年 7 月 11 日は 30 万円、同年 12 月 9 日は 37 万円、18 年 12 月 11 日は 40 万円、19 年 7 月 10 日は 35 万円、同年 12 月 7 日は 42 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成 17 年 7 月 11 日、同年 12 月 9 日、18 年 12 月 11 日、19 年 7 月 10 日及び同年 12 月 7 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成16年7月及び同年8月は28万円、同年9月から18年6月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月11日から18年7月1日まで

ねんきん定期便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。

給与支払明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与支払明細書の保険料控除額から、申立期間のうち、平成16年7月及び同年8月は28万円、同年9月から17年4月までの期間及び同年6月から同年12月までの期間は24万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成17年5月に係る申立人の標準報酬月額につい

ては、申立人は給与支払明細書を所持していないものの、前後の期間の給与支払明細書の保険料控除額が同額であり、当該期間についても前後の期間と同額の保険料が控除されていたと推認されることから、同年5月は24万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち、平成18年1月から同年6月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人は給与支払明細書を所持していないが、B市税事務所提出の同年分給与支払報告書の「社会保険料等の金額」により推認できる厚生年金保険料額から、同年1月から同年6月までは24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立期間当時の資料を保存していないため不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成9年4月から同年12月までは41万円、10年1月から同年6月までは34万円、同年7月から11年5月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から11年6月5日まで

年金事務所から、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が低すぎるのではないかと問い合わせを受けた。年金事務所の記録によると、申立期間の標準報酬月額は16万円ないし17万円となっているが、34万円から41万円までの給与を得ていたと思うので、申立期間の標準報酬月額を、実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成9年4月から同年12月までは41万円、10年1月から同年6月までは34万円、同年7月から11年5月までは41万円と記録されていたところ、同年5月19日付けで、9年4月1日に遡って、同年4月から10年9月までは16万円、同年10月から11年5月までは17万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、当該遡及訂正は、2回の定時決定（平成9年10月、10年10月）及び2回の随時改定（平成10年1月、同年7月）を超えて行われており、不自然な処理となっている。

また、オンライン記録によると、同僚9人についても、申立人と同日に標準報酬月額の遡及減額訂正が行われている。

さらに、A社に係る不納欠損決議書により、遡及訂正が行われた当時、同社は社会保険料を滞納していたことが確認できるほか、当時に代表取締役であつ

た者も、社会保険料を滞納していたと陳述している。

加えて、商業登記の記録によれば、申立人はA社の役員ではなく、申立人は、「B業務に従事していた。」としているところ、同社の元取締役も申立人について同内容の陳述をしている。

以上の事実を総合的に判断すると、平成11年5月19日付けで行われた遡及訂正処理は事実在即したものとは考え難く、申立人について、9年4月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、同年4月から同年12月までは41万円、10年1月から同年6月までは34万円、同年7月から11年5月までは41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年10月1日から53年10月1日まで
ねんきん定期便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額よりも低く記録されていることが分かった。申立期間の給与支払明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人提出の給与支払明細書で確認できる保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和40年3月16日から同年6月1日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は同年6月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、2万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月16日から41年10月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間も継続して同事業所で勤務していたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間もA社で継続して勤務していたことが推認できる。

また、オンライン記録によると、A社は、昭和40年6月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、当時の被保険者8人全員が、一旦、同日を資格喪失日として記録された後、同日より後の同年9月21日に、同年3月16日に遡って訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が、昭和40年3月16日に資格を喪失した旨の記録は事実に即したものとは考え難く、当該処理を行う合理的な理由はなく、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年6月1日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40

年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和40年6月1日から41年10月1日までの期間については、オンライン記録によると、A社は、40年6月1日に一旦厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、所在地を移転してB社として、再び適用事業所となったのは、41年10月1日であることから、当該期間はA社もB社も厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、B社は、昭和62年4月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、これらの者から当該期間の保険料控除等の状況を確認することもできない。

さらに、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様にA社で昭和40年3月16日に被保険者資格を喪失し、B社において41年10月1日に資格を取得していることが確認できる元従業員に照会し、二人から回答を得たが、いずれも、申立期間における保険料控除までは分からないとしている。

このほか、申立人の当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和23年4月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月22日から同年8月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社B営業所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。昭和23年3月に旧制中学を卒業後、同社に入社し、継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録の証明書から、申立人が申立期間も同社B営業所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人と同期入社であった同僚から提出された給与明細書（昭和23年4月9日付け）を見ると、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、このことについて、A社は、「給与明細書は真正なものと思われ、同期入社の同僚が厚生年金保険料を控除されているので、申立人も同様に給与から保険料の控除があったと、一般的には考えることができる。」としている。

さらに、当該同僚は社員見習になった日に、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の同僚提出の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月18日

ねんきん定期便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与の記録が無いことが分かった。賞与明細により、賞与の支給及び厚生年金保険料の控除が確認できるので、申立期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社提出の賞与明細から、申立人が、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細の保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を88万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月18日

ねんきん定期便により、A社B営業所に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与の記録が無いことが分かった。賞与明細により、賞与の支給及び厚生年金保険料の控除が確認できるので、申立期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社提出の賞与明細から、申立人が、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細の保険料控除額から、88万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を111万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月7日

ねんきん定期便により、A社B営業所に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与の記録が無いことが分かった。賞与明細により、賞与の支給及び厚生年金保険料の控除が確認できるので、申立期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与明細から、申立人が、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細の保険料控除額から、111万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を83万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月1日

ねんきん定期便により、A社B営業所に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与の記録が無いことが分かった。賞与明細により、賞与の支給及び厚生年金保険料の控除が確認できるので、申立期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社提出の賞与明細から、申立人が、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細の保険料控除額から、83万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和28年3月12日から30年4月3日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和26年10月1日から28年4月4日まで
② 昭和28年3月12日から30年4月3日まで
③ 昭和31年11月5日から36年4月5日まで

年金事務所の記録によると、私が勤務した期間のうち、A社B営業所、C社及びD社E営業所での厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。

脱退手当金を請求したこと、及び受給した記憶もないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、昭和37年1月29日に支給決定されていることが確認できるところ、申立期間①に係るA社B営業所における厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、当該支給決定日直前の36年7月15日付けで、脱退手当金算定に係る回答を示す「回答済」の表示が確認できるとともに、申立期間③に係るD社E営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たすと考えられる同僚42人のうち33人に支給記録が確認でき、そのうち申立人以外の23人が、資格喪失日から6か月以内に支給決定されている上、脱退手当金支給決定日が同一となっている受給者が複数散見されることを踏まえると、当該事業所では、事業主による代理請求が行われていたことがうかがわれ、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられることから、当時、当該脱退手当金に係る支給がなされたものと考えられる。

しかしながら、申立期間②(C社)について、異なる厚生年金保険被保険者台帳記号番号で記録管理されている厚生年金保険の加入期間の脱退手当金を支給する場合には、記号番号の重複整理を行った上で支給することとなるが、申立てに係る三つの厚生年金保険の加入期間は二つの異なる記号番号で管理されていたにもかかわらず、C社に係る記号番号の重複整理は行われていない。

また、C社に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省(当時)から裁定庁(当時)へ回答した旨の記録は無いなど、脱退手当金の支給手続が適正になされたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和28年3月12日から30年4月3日までの期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額(22万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 10 月 1 日から 14 年 7 月 21 日まで
私は、平成 11 年 4 月から 14 年 7 月まで A 社において勤務していた。
ねんきん定期便を確認したところ、申立期間の標準報酬月額は、給与総支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額より低い金額となっている。
給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の A 社における給与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額(22万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和21年5月15日に、D社（現在は、B社）E営業所における資格喪失日に係る記録を24年8月1日に、同社H営業所における資格取得日に係る記録を26年7月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、21年5月は180円、24年4月は8,100円、同年5月から同年7月までの期間及び26年7月は8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年5月15日から同年6月1日まで
② 昭和24年4月1日から同年8月1日まで
③ 昭和26年7月24日から同年8月20日まで

夫の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、夫がA社及び同社が商号変更したD社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。夫は申立期間に社内異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻から提出された、D社作成の「昭和37年5、6、7月円満退職者名簿」及び申立人作成の事業所勤務当時の異動を記したメモ並びにB社から提出された申立人の氏名が記載された職員名簿16冊等から判断すると、申立人がA社及びD社で継続して勤務し（昭和21年5月15日にA社F営業所から同社C営業所に異動、24年4月1日にD社E営業所から同社G営業所に異動、26年7月24日に同社G営業所から同社H営業所に異動）、申立期間①、②及

び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、D社G営業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和24年8月1日であることから、同社G営業所が適用事業所となるまでの期間は、引き続き同社E営業所で厚生年金保険が適用されるべきであったと考えられる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和21年6月の社会保険事務所の記録から180円とし、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のD社E営業所における24年3月及び申立人の同社G営業所における同年8月の社会保険事務所の記録並びに当時の標準報酬月額の等級区分から、同年4月は8,100円、同年5月から同年7月までは8,000円とし、申立期間③の標準報酬月額については、申立人の同社H営業所における26年8月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が残っていないため保険料を納付したか否かについては不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成16年11月から17年8月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成20年8月1日から同年9月1日までの期間については、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までは38万円に相当する報酬月額が、20年9月1日から21年8月21日までの期間については、標準報酬月額の決定の基礎となる20年4月から同年6月までは38万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を、同年8月から21年7月までは38万円に訂正することが必要である。

さらに、申立人は、申立期間のうち、平成20年8月10日及び同年12月10日について、いずれも標準賞与額25万円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を25万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年1月21日から20年8月1日まで
② 平成20年8月1日から21年8月21日まで
③ 平成17年8月10日
④ 平成17年12月10日
⑤ 平成18年8月10日
⑥ 平成18年12月6日
⑦ 平成19年8月10日
⑧ 平成19年12月10日
⑨ 平成20年8月10日
⑩ 平成20年12月10日

ねんきん定期便により、A社で勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際に支給された給与額よりも低く記録されていることが分かった。給与支払明細書を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

また、申立期間の賞与についても、支給されていたにもかかわらず厚生年金保険の記録となっていないので、標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額及び申立期間③から⑩までの標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間①及び申立期間③から⑧までについては、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間②、⑨及び⑩については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立期間①については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人から提出のあった給与支払明細書及び事業主から提出のあった賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、平成16年11月から17年8月までは24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に誤って提出したとしていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準報酬月額に基づく保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成16年1月21日から同年11月1日までの

期間及び17年9月1日から20年8月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給与支払明細書及び賃金台帳の保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録と一致していることから、厚生年金特例法に基づく記録の訂正を行う必要は認められない。

また、申立期間③から⑧までの標準賞与額については、給与支払明細書及び賃金台帳により、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、標準賞与額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

- 3 申立期間②については、当該期間の標準報酬月額はオンライン記録によると、平成20年8月から21年7月までは22万円と記録されている。しかし、申立人から提出のあった給与支払明細書及び事業主から提出のあった賃金台帳によると、20年8月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までは標準報酬月額38万円に相当する報酬月額が、20年9月1日から21年8月21日までの期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる20年4月から同年6月までは標準報酬月額38万円に相当する報酬月額が、事業主により申立人に支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を、平成20年8月から21年7月までは38万円に訂正することが必要である。

また、申立期間⑨及び⑩の標準賞与額については、申立人から提出のあった給与支払明細書及び事業主から提出のあった賃金台帳により、それぞれ、標準賞与額25万円に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人に係るA社における平成20年8月10日及び同年12月10日の標準賞与額に係る記録を25万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年7月9日は16万3,000円、同年12月10日は32万6,000円、17年7月10日は14万2,000円、同年12月8日は32万5,000円、18年7月7日は14万1,000円、同年12月8日は34万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月9日
② 平成15年12月10日
③ 平成17年7月10日
④ 平成17年12月8日
⑤ 平成18年7月7日
⑥ 平成18年12月8日

厚生年金保険の加入記録では、申立期間に支給された賞与について記録が無いことが分かったので、事業主が当該期間の賞与に係る賞与支払届を年金事務所に提出したが、時効により保険料を納付することができなかった。

申立期間の賞与に係る保険料の控除が確認できる給料支払明細書（賞与）を提出するので、賞与から保険料が控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及

び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、給料支払明細書（賞与）の賞与額及び保険料控除額から、平成15年7月9日は16万3,000円、同年12月10日は32万6,000円、17年7月10日は14万2,000円、同年12月8日は32万5,000円、18年7月7日は14万1,000円、同年12月8日は34万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成15年7月9日、同年12月10日、17年7月10日、同年12月8日、18年7月7日及び同年12月8日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年7月9日は8万9,000円、同年12月10日は20万8,000円、17年7月10日は9万1,000円、同年12月8日は20万9,000円、18年7月7日は9万1,000円、同年12月8日は21万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月9日
② 平成15年12月10日
③ 平成17年7月10日
④ 平成17年12月8日
⑤ 平成18年7月7日
⑥ 平成18年12月8日

厚生年金保険の加入記録では、申立期間に支給された賞与について記録が無いことが分かったので、事業主が当該期間の賞与に係る賞与支払届を年金事務所に提出したが、時効により保険料を納付することができなかった。

申立期間の賞与に係る保険料の控除が確認できる給料支払明細書（賞与）を提出するので、賞与から保険料が控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金

保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、給料支払明細書（賞与）の賞与額及び保険料控除額から、平成 15 年 7 月 9 日は 8 万 9,000 円、同年 12 月 10 日は 20 万 8,000 円、17 年 7 月 10 日は 9 万 1,000 円、同年 12 月 8 日は 20 万 9,000 円、18 年 7 月 7 日は 9 万 1,000 円、同年 12 月 8 日は 21 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成 15 年 7 月 9 日、同年 12 月 10 日、17 年 7 月 10 日、同年 12 月 8 日、18 年 7 月 7 日及び同年 12 月 8 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年7月9日は8万3,000円、同年12月10日は20万4,000円、17年7月10日は8万5,000円、同年12月8日は19万6,000円、18年7月7日は8万5,000円、同年12月8日は20万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月9日
② 平成15年12月10日
③ 平成17年7月10日
④ 平成17年12月8日
⑤ 平成18年7月7日
⑥ 平成18年12月8日

厚生年金保険の加入記録では、申立期間に支給された賞与について記録が無いことが分かったので、事業主が当該期間の賞与に係る賞与支払届を年金事務所に提出したが、時効により保険料を納付することができなかった。

申立期間の賞与に係る保険料の控除が確認できる給料支払明細書（賞与）を提出するので、賞与から保険料が控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金

保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、給料支払明細書（賞与）の賞与額及び保険料控除額から、平成 15 年 7 月 9 日は 8 万 3,000 円、同年 12 月 10 日は 20 万 4,000 円、17 年 7 月 10 日は 8 万 5,000 円、同年 12 月 8 日は 19 万 6,000 円、18 年 7 月 7 日は 8 万 5,000 円、同年 12 月 8 日は 20 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成 15 年 7 月 9 日、同年 12 月 10 日、17 年 7 月 10 日、同年 12 月 8 日、18 年 7 月 7 日及び同年 12 月 8 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年12月10日は11万2,000円、17年7月10日は9万8,000円、同年12月8日は22万4,000円、18年7月7日は9万8,000円、同年12月8日は23万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成17年7月10日
③ 平成17年12月8日
④ 平成18年7月7日
⑤ 平成18年12月8日

厚生年金保険の加入記録では、申立期間に支給された賞与について記録が無いことが分かったので、事業主が当該期間の賞与に係る賞与支払届を年金事務所に提出したが、時効により保険料を納付することができなかった。

申立期間の賞与に係る保険料の控除が確認できる給料支払明細書（賞与）を提出するので、賞与から保険料が控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内である

ことから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、給料支払明細書(賞与)の賞与額及び保険料控除額から、平成15年12月10日は11万2,000円、17年7月10日は9万8,000円、同年12月8日は22万4,000円、18年7月7日は9万8,000円、同年12月8日は23万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る平成15年12月10日、17年7月10日、同年12月8日、18年7月7日及び同年12月8日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成17年7月10日は1万円、同年12月8日は16万4,000円、18年7月7日は7万2,000円、同年12月8日は17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月10日
② 平成17年12月8日
③ 平成18年7月7日
④ 平成18年12月8日

厚生年金保険の加入記録では、申立期間に支給された賞与について記録が無いことが分かったので、事業主が当該期間の賞与に係る賞与支払届を年金事務所に提出したが、時効により保険料を納付することができなかった。

申立期間の賞与に係る保険料の控除が確認できる給料支払明細書（賞与）を提出するので、賞与から保険料が控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、給料支払明細

書（賞与）の賞与額及び保険料控除額から、平成17年7月10日は1万円、同年12月8日は16万4,000円、18年7月7日は7万2,000円、同年12月8日は17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成17年7月10日、同年12月8日、18年7月7日及び同年12月8日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 2 月 6 日から 40 年 3 月 1 日まで
② 昭和 42 年 4 月 1 日から 43 年 8 月 31 日まで
③ 昭和 43 年 11 月 1 日から 44 年 12 月 1 日まで
④ 昭和 44 年 12 月 1 日から 49 年 2 月 1 日まで

A 社、B 社、C 社及び D 社に勤務していた期間（それぞれ申立期間①、②、③及び④）については、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、脱退手当金は請求も受給もしていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間に係る脱退手当金は、D 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 49 年 4 月 30 日に支給決定されている。

しかし、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①と②の間にある E 社及び F 社における被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっており、このうち、F 社における被保険者期間は 20 か月に及び、申立期間②の B 社における被保険者期間（16 か月）及び申立期間③の C 社における被保険者期間（13 か月）よりも長いことを踏まえると、申立人が、F 社における被保険者期間を失念して請求するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上も不自然である。

また、申立人は、「D 社を退職してすぐに、G 国 H 市に移住したので、私は脱退手当金の請求手続をしていないし、事業主に代理請求を依頼したこともな

い。」と陳述しているところ、H市発行の居住証明書から、申立人が、D社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び脱退手当金の支給決定日には、既にH市に居住していたことが確認でき、さらに、申立期間当時の事業主も、「申立人から、脱退手当金の請求手続を依頼されたことはないので、代理請求はしていない。」と陳述しており、申立人が申立期間に係る脱退手当金を自ら請求した、あるいは事業主による代理請求がなされたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和63年10月1日から平成元年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月1日から平成元年10月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が41万円と記録されていることが、日本年金機構から送られてきた「厚生年金加入記録のお知らせ」により分かった。申立期間当時、毎年1万円から1万2,000円までのベースアップがあったのに、申立期間を通じて同額となっているのは納得がいかないで、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和63年10月1日から平成元年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、44万円と記録されていたところ、資格喪失日（平成11年5月20日）より後の平成11年7月12日付けで、41万円に引き下げられている。

この点について、B年金事務所及びC年金事務所は、「申立人の老齢給付を裁定した平成11年当時に、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見て、過去の標準報酬月額の点検を行った。その際、同名簿の昭和62年10月（定時決定）の記載を63年10月（定時決定）と見誤ったために、オンライン記録において、同年10月の標準報酬月額である44万円を62年10月の41万円に訂正してしまったと考えられる。」としている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録管理が適正に行われていなかったものと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た44万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、昭和 61 年 10 月 1 日から 63 年 10 月 1 日までの期間については、オンライン記録及び前述の被保険者名簿を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及訂正されたなど社会保険事務所の記録管理に不自然な点は見られない。

また、A社は、平成 12 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、複数の同僚が社会保険事務及び給与計算の担当であったとする者も既に死亡しているため、これらの者から申立人の当該期間における保険料控除額について確認することができない。

さらに、前述の被保険者名簿において、当該期間の標準報酬月額が申立人と同額の 41 万円と記録されている者が複数確認でき、このうちの一人を含む同僚二人から提出のあった給与支給明細書を見ると、記載されている厚生年金保険料控除額は、兩人共にオンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額と一致している。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 61 年 10 月 1 日から 63 年 10 月 1 日までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成5年5月から同年10月までは17万円、同年11月から9年7月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月1日から9年8月30日まで

A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、11万円となっているが、実際の給与額はその倍額程度であった。申立期間当時、同社は、私を含む従業員の給与額を実際の半額程度で社会保険事務所（当時）に届け出ておきながら、給与からは従業員の同意も得ずに、被保険者負担分の保険料に加えて事業主負担分の保険料も控除していたので、申立期間の標準報酬月額を年金事務所に記録されている標準報酬月額の倍額程度に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給料明細書で確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、平成5年5月から同年10月までの期間は17万円、同年11月から7年6月までの期間、同年8月から8年12月までの期間及び9年2月から同年7月までの期間は22万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成7年7月及び9年1月の標準報酬月額については、給料明細書など当該期間の保険料控除額を確認できる資料は無いが、給料明細書のある前後の期間の保険料控除額が一定であること等から判断して、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いため不明としているものの、給料明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成2年10月から3年3月までは47万円、同年4月から同年6月までは50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から3年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社B営業所に勤務した期間のうち、平成2年10月から3年6月までの標準報酬月額が、実際の支給額及びその前後の期間と比べて大幅に低い記録となっていることが分かった。申立期間の給与支給明細票を提出するので、給与支給額に見合った正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した平成2年10月から3年6月までの期間に係る給与支給明細票において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から判断すると、申立人は、当該期間において、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を、給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成2年10月から3年3月までは47万円、同年4月から同年6月までは50万円とす

ることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、62万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録を62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年9月1日から21年5月1日まで

ねんきん定期便で、自身が役員を務めるA社での申立期間の標準報酬月額が、実際に支給を受けていた給与よりも低額であることが判明した。その後、同社から記録訂正の届出が行われたが、申立期間については、既に時効が成立していることから、訂正後の標準報酬月額が厚生年金保険の給付額に反映しない記録となっているので、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳の写しにより、申立人は申立期間において、その主張する標準報酬月額（62万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立人の申立期間に係る報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出し、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、訂正の届出を行っていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成3年7月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月11日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社の派遣従業員として、B社のC業務をしていた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。平成3年7月11日付けで、派遣元がD社（現在は、E社）からA社に変わったが、勤務条件に変更はないはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間においてA社で勤務していたことが認められる。

また、A社の営業担当者は、「D社からB社の業務を引き継いだ際、派遣スタッフもそのまま引き継いだ。派遣スタッフの社会保険の加入の有無については分からないが、賃金及び労働時間等の勤務条件も変わりなく引き継いでいると思う。」旨を陳述しており、これらのことは、申立人の申立内容と符合する。

さらに、申立人提出の給与振込口座の元帳を見ると、申立期間もA社から給与が振り込まれていることが確認できる上、申立期間の給与振込額は、申立期間前のD社で厚生年金保険被保険者となっていた期間の振込額、及び申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録が有る期間の振込額と近似した額であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成14年6月及び同年7月は30万円、同年8月から17年3月までは32万円、同年4月及び同年5月は34万円、同年6月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成15年12月29日に支給された賞与において、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年6月1日から18年9月1日まで
② 平成15年12月29日

私は、平成14年6月1日から22年7月30日までA社でB業務従事者として勤務した。しかし、申立期間①の標準報酬月額記録と給与明細書の支給額合計及び保険料控除額が相違しているため、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

また、平成15年12月支給の賞与から厚生年金保険料が控除されているのに、標準賞与額の記録となっていないため、調査の上、申立期間②の標準賞与額の記録となるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に

基づき標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①について、申立人提出の申立期間に係る給与明細書、給与所得の源泉徴収票、市民税県民税特別徴収税額の通知書並びに預金取引明細表において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、申立期間のうち、平成14年6月及び同年7月は30万円、同年8月から17年3月までは32万円、同年4月及び同年5月は34万円、同年6月は20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成22年7月31日に適用事業所ではなくなっており、事業主も所在不明であるが、給与明細書及び給与所得の源泉徴収票等において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と、社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成17年7月から18年8月までについては、申立人から、「平成17年7月からは、ずっとA社を休職していたので、当該期間の給与は受け取っていないし、休職していた期間の厚生年金保険料を同社に支払った覚えもない。」旨の陳述がある上、給与明細書等を所持しておらず、当該期間の給与支給額、厚生年金保険料控除額を確認できないことから、記録の訂正の必要は認められない。

次に、申立期間②に係る申立人の標準賞与額について、申立人提出の賞与明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成15年12月29日は28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成22年7月31日に適用事業所ではなくなっており、事業主も所在不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成15年4月から同年8月までの期間及び20年4月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月1日から20年6月1日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間の標準報酬月額が、実際の給与額よりも低く届け出られていることを知った。

申立ての事実を確認できる給与明細書を提出するので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、平成15年4月から同年8月までの期間及び20年4月は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主はオンライン記録どおりの届出を行ったとしていることから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その

結果、社会保険事務所（当時）は、当該保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成15年1月1日から同年4月1日までの期間、同年9月1日から20年4月1日までの期間及び同年5月1日から同年6月1日までの期間については、申立人から提出された当該期間に係る給与明細書を見ると、31万円から50万円程度までの給与が支給されている記載が有るものの、同明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に相当する標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額（平成15年1月から同年3月までは26万円、同年9月から20年3月までは28万円、同年5月は20万円）と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成4年11月1日から15年1月1日までの期間については、当該期間に係る給与額及び厚生年金保険料の控除額が分かる給与明細書並びに源泉徴収簿等の資料は無いものの、B市から提出された当該期間に係る市民税県民税課税台帳を見ると、同台帳に記載されている社会保険料は、オンライン記録から算出された社会保険料とおおむね符合していることが確認できる。

このほか、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年2月27日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和42年7月28日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社C営業所における資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年9月1日から41年1月17日まで
② 昭和41年2月27日から同年4月1日まで
③ 昭和42年7月28日から同年8月1日まで
④ 昭和42年8月1日から43年10月1日まで

年金事務所の記録では、私がB社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び④に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額と比較して低額となっているので、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、B社及び同社子会社のA社に勤務していた期間のうち、申立期間②及び③が厚生年金保険の未加入期間となっているが、私は、B社又はA社のいずれかの事業所に継続して勤務しており、途中で退職した記憶はないので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、複数の同僚の陳述及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立期間に途中退職することなくA社及びB社に継続して勤務し（A社からB社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、異動先のB社C営業所が厚生年金保険の適用事業所となった日が昭和41年4月1日であることから、同日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の申立期間当時の事業主及び給与計算事務担当者は既に死亡又は所在不明であるため、これらの者から申立期間における保険料納付の状況を確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間③について、複数の同僚の陳述及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間もB社C営業所に継続して勤務し(昭和42年8月1日にB社C営業所から同社D営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB社C営業所における昭和42年6月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社の申立期間当時の事業主及び給与計算事務担当者は既に死亡しており、これらの者から申立期間における保険料納付の状況を確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間①及び④について、申立人は、当該期間の標準報酬月額が実際の給与支給額より低く記録されている旨主張しているが、申立人は、申立期間に係る給与明細書等の資料を所持していない上、B社は既に厚生年金保険の適用事

業所ではなくなっており、現在の代表取締役の夫である事実上の代表者は、「申立期間に係る賃金台帳等の資料は廃棄済みである。」旨陳述していることから、申立期間の給与支給額及び厚生年金保険料控除額は不明であり、申立期間の標準報酬月額が、申立人の主張する額であったことを確認できない。

また、申立人は、「申立期間当時の給与額は、B社の当時の社長と私との間での約束事であり、同社の他の者は、私の給与額は分からないと思う。」旨陳述しているところ、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認でき、後に同社役員に就任している同僚は、「申立人がB社に入社した経緯からすると、同社での給与額が、以前の勤務先の給与額より大幅に下がるとは考え難い。しかし、私は、申立人の給与額を知らないし、標準報酬月額の届出に関しては、何も分からない。」旨陳述している上、申立期間当時の事業主、給与計算担当者及び社会保険事務担当者は、既に死亡しており、これらの者から申立人の申立期間における報酬額及び厚生年金保険料控除額についての陳述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間①及び④について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び④について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を4万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 25 日

年金事務所に厚生年金保険の記録について照会したところ、申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額が2万円と記録されている旨の回答をもらった。

しかし、A社発行の賞与に係る「給与支払明細書」から、申立期間に係る賞与額は4万円であったことが確認できるので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、申立人提出の賞与に係る「給与支払明細書」において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、4万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の記

載に誤りがあったことを認めていることから、オンライン記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成18年12月10日、19年7月10日及び同年12月10日について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、18年12月10日は93万円、19年7月10日は109万2,000円及び同年12月10日は94万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成20年7月10日に支給された賞与において、109万2,000円の標準賞与額に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、申立人のA社における同年7月10日の標準賞与額に係る記録を109万2,000円に訂正することが必要である。

さらに、申立人は、申立期間のうち、平成20年12月10日、21年7月10日及び同年12月10日に支給された賞与において、20年12月10日は94万円、21年7月10日は85万5,000円及び同年12月10日は65万8,000円の標準賞与額に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、申立人のB社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、20年12月10日は94万円、21年7月10日は85万5,000円、同年12月10日は65万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月10日
② 平成19年7月10日
③ 平成19年12月10日
④ 平成20年7月10日
⑤ 平成20年12月10日
⑥ 平成21年7月10日
⑦ 平成21年12月10日

年金事務所の記録では、私がA社に勤務期間中の平成18年12月10日、

19年7月10日、同年12月10日及び20年7月10日並びにB社に勤務期間中の同年12月10日、21年7月10日及び同年12月10日に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成18年12月10日、19年7月10日及び同年12月10日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、20年7月10日、同年12月10日、21年7月10日及び同年12月10日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てしているところ、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人提出の賃金台帳において確認できる賞与額及び保険料控除額から、申立期間のうち、平成18年12月10日は93万円、19年7月10日は109万2,000円、同年12月10日は94万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年12月10日、19年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間のうち、厚生年金保険法を適用する平成20年7月10日については、申立人提出の賃金台帳及び賞与明細書によると、109万2,000円の標準賞与額に相当する賞与が事業主により申立人へ支払われていたことが確認

できる。

したがって、申立人のA社における平成20年7月10日の標準賞与額を109万2,000円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、厚生年金保険法を適用する平成20年12月10日、21年7月10日及び同年12月10日については、申立人提出の賃金台帳及び賞与明細書によると、20年12月10日は94万円、21年7月10日は85万5,000円及び同年12月10日は65万8,000円の標準賞与額に相当する賞与が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のB社における標準賞与額を、平成20年12月10日は94万円、21年7月10日は85万5,000円、同年12月10日は65万8,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成12年3月1日、資格喪失日が21年2月1日とされ、当該期間のうち、同年1月1日から同年2月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を同年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日まで

年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた平成12年3月1日から21年2月1日の期間のうち、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされている。しかし、同社の事務担当者が資格喪失日を間違えただけであり、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる書類を提出するので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所提出の雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）、在職証明書、申立期間の賃金台帳及び出勤簿等から、申立人は、A社に平成12年3月1日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業所提出の申立期間に係る賃金台帳の記録から判断すると、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、事業主が平成 21 年 1 月 1 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 1 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成18年3月1日、資格喪失日が21年2月1日とされ、当該期間のうち、同年1月1日から同年2月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を同年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年1月1日から同年2月1日まで

年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた平成18年3月1日から21年2月1日の期間のうち、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされている。しかし、同社の事務担当者が資格喪失日を間違えただけであり、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる書類を提出するので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所提出の雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）、在職証明書、申立期間の賃金台帳及び出勤簿等から、申立人は、A社に平成18年3月1日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業所提出の申立期間に係る賃金台帳の記録から判断すると、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、事業主が平成 21 年 1 月 1 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 1 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和25年10月23日から26年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月23日から30年10月1日まで
年金事務所の記録では、私がA社B支社C営業所及びD社(現在は、E社)に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。

しかし、私は、昭和24年8月にA社B支社F営業所に入社し、25年9月頃に同社B支社C営業所に転勤し、その後、同社B支社は、D社(現在は、E社)となったが、私は、その後も同社のG営業所に継続して勤務していたことに間違いなく、途中で退職していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和25年10月23日から26年3月31日までの期間について、E社提出の役職員カード職歴欄の記載内容から判断すると、申立人は、A社B支社に在籍していたことが認められる。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同日の昭和30年10月1日に被保険者資格を取得したことが確認できる同僚は、「私は、昭和29年4月頃からH社に勤務したが、申立人は既に同社に勤務しており、申立人が当時F営業所に勤務していたこと、及び26年4月1日以前から継続して勤務していた話を聞いたことがある。また、申立人はJ職であったが、

女性の職種はJ職以外になかったので、申立期間前の勤務条件から変更はなかったと思う。」旨陳述している。

さらに、A社B支社及びD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できる同僚は、「A社B支社の各営業所の給与計算は、同支社で一括して事務処理をしていた。」旨陳述していることから、同社B支社C営業所で勤務していた申立人の厚生年金保険料等の控除に関しては、同社B支社で一括して行われていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和25年10月23日から26年4月1日までの期間について、A社B支社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和25年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社B支社は適用事業所ではなくなっている上、同社B支社の後の事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和26年4月1日から30年10月1日までの期間について、E社提出の役職員カード職歴欄の記載内容から、申立人は、H社に在職していたものと認められるところ、I健康保険組合提出の同社に係る健康保険組合被保険者名簿から、申立人は当該期間について同社の被保険者として取り扱われていたことが確認できる。

しかし、H社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同社に係る前述の被保険者名簿に氏名が確認できる同僚の一人は、「H社は、健康保険のみに加入し、厚生年金保険には加入していない。」旨陳述している。

また、H社に係る上記被保険者名簿に氏名が確認できる同僚6人の厚生年金保険の記録をみると、I健康保険組合に加入していた期間における厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

さらに、A社B支社に係る前述の被保険者名簿において申立人が申立期間の同僚として名前を挙げた同僚3人の被保険者記録が確認できるものの、当該3人は死亡又は所在不明のため、申立人の保険料控除の状況等について確認できない。

なお、申立人は、昭和26年4月1日以後は、D社に継続して勤務していた

旨主張しているが、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和 26 年 7 月 1 日であり、申立人の同社に係る雇用保険被保険者資格の取得日、E 社提出の役職員カードから確認できる同社への入社年月日及び I 健康保険組合提出の同社に係る前述の被保険者名簿から確認できる被保険者資格の取得日は、いずれも 30 年 10 月 1 日であることから、当該日までの期間は、同社に在籍していなかったと考えるのが自然である。

このほか、申立人が申立期間のうち、昭和 26 年 4 月 1 日から 30 年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 26 年 4 月 1 日から 30 年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成2年3月1日から同年9月30日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、32万円であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成2年9月30日から同年10月1日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は、同年10月1日であると認められることから、申立人の当該期間における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正する必要がある。

なお、当該期間の標準報酬月額については、32万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間について、平成2年9月末まで同社B営業所に勤務したにもかかわらず、被保険者資格の喪失日が同年9月30日となっている上、一部期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額よりも低く記録されていることが分かったので、申立期間の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、当初、A社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成2年10月1日と記録されており、また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、32万円と記録されていたが、同社が適用事業所ではなくなった同年10月1日（以下「全喪日」という。）から約7か月後の3年5月2日付けで、申立人の資格喪失日が2年9月30日に遡及訂正されていること、及び申立人の同年3月1日から前述の遡及訂正後の資格喪失日（平成2年9月30日）までの期間に係る標準報酬月額が同年3月1日に遡及して15万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかし、雇用保険の加入記録から、A社での申立人の離職日は平成2年9月30日であり、前述の遡及訂正前の申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日の同年10月1日と整合（厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、退職日の翌日）していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当初、A社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同社の全喪日と同じ日の平成2年10月1日と記録されていた申立人以外の8人についても、申立人と同様に、同社の全喪日から約7か月後の3年5月2日付けで、その全員の資格喪失日が平成2年9月30日に遡及訂正されていること、及び当該8人のうち7人の標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることが確認できる上、当該8人のうち、雇用保険の加入記録が確認できた7人の離職日は同年9月30日であり、遡及訂正前の厚生年金保険被保険者資格の喪失日の同年10月1日と整合していることが確認できる。

さらに、申立人は、「私は、A社B営業所のC業務に従事しており、社会保険関係の事務には関与していない。」旨陳述しており、A社に係る商業登記簿謄本において、申立人が同社の役員に就任した記録は見当たらない上、オンライン記録から、申立人は、前述の厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び標準報酬月額の記録に係る遡及訂正処理が行われた平成3年5月2日時点において、既に同社とは別の事業所での被保険者であったことが確認できることから、申立人が前述の遡及訂正処理に関与していた可能性はうかがえない。

加えて、A社の元従業員は、「申立期間当時のA社の経営状況は悪かった。」としており、申立期間当時の同社では、厚生年金保険料の滞納があったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所がA社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び標準報酬月額に係る記録を遡及して訂正する合理的な理由はなく、当該両処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、当初のオンライン記録どおり、申立人の平成2年3月から同年8月までの標準報酬月額を32万円に訂正すること、及び資格喪失日を同年10月1日に訂正することが必要であると認められる。

また、平成2年9月の標準報酬月額については、当該遡及訂正前の記録から、32万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、65万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年4月30日

年金事務所の記録では、平成16年4月30日にA社から支給された賞与に係る標準賞与額が、総支給額ではなく、社会保険料等を控除後の差引支給額に基づく額となっているので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の賃金台帳及び申立人提出の賞与支給明細書から、申立人は、申立期間に支給された賞与において、65万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届の記載に誤りがあったことを認めていることから、事業主がオンライン記録どおりの標準賞与額に係る届出を行い、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する平成16年4月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社（現在は、B社）における申立期間の標準賞与額に係る記録を《標準賞与額》（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成18年12月7日

A社から平成18年12月7日に賞与が支給され、同社保管の賞与明細一覧表では、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、年金事務所における申立期間の記録は、年金給付に反映されないものとなっているので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の賞与明細一覧表により、申立人は、平成18年12月7日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額《標準賞与額》（別添一覧表参照）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成23年6月21日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成18年12月7日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別紙

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
12399	女		昭和30年生		33万円
12400	女		昭和26年生		9万円
12401	女		昭和23年生		22万円
12402	女		昭和31年生		25万円
12403	女		昭和33年生		22万円
12404	男		昭和27年生		35万円
12405	女		昭和19年生		18万円
12406	女		昭和17年生		7万円
12407	女		昭和37年生		5万円
12408	女		昭和20年生		40万円
12409	女		昭和39年生		21万円
12410	女		昭和42年生		22万円
12411	女		昭和38年生		25万円
12412	女		昭和34年生		23万円
12413	女		昭和37年生		14万円
12414	女		昭和36年生		12万円
12415	男		昭和28年生		125万円
12416	女		昭和37年生		33万円
12417	女		昭和16年生		23万円
12418	女		昭和27年生		10万円
12419	女		昭和29年生		9万円
12420	女		昭和23年生		12万円
12421	女		昭和31年生		10万円
12422	女		昭和35年生		10万円
12423	女		昭和33年生		15万円
12424	女		昭和48年生		12万円
12425	女		昭和25年生		9万円
12426	女		昭和52年生		3万円
12427	女		昭和28年生		11万円

第1 委員会の結論

申立人の平成3年2月から4年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月から4年10月まで

私は、結婚後の平成4年11月頃、夫と一緒にA市役所へ行き、国民年金の第3号被保険者の該当手続を行った。その際、職員に窓口カウンターの奥へ連れて行かれ、独身時代の未納保険料として、現金約20万円を封筒に入れたままその職員に手渡した。

職員からは、これで未納はなくなったと聞かされていたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿を見ると、平成4年11月12日に第3号被保険者の該当手続を行っていることが確認できることから、手続時期において申立内容と一致しており、この時点において、申立期間の国民年金保険料は、納付が可能な過年度保険料及び現年度保険料である。

しかしながら、A市では過年度保険料の収納は取り扱っていない上、現年度保険料についても、国民年金担当窓口で収納することはなく、庁舎内の金融機関で納付するよう案内していたと説明していることを踏まえると、申立人が窓口カウンターの奥で、現金を封筒に入れたまま国民年金保険料を直接職員に手渡したとする申立内容は、当時の実態と大きく乖離^{かいり}しており不自然である。

また、申立人に申立期間の国民年金保険料額を把握するに至る経緯及びその資金の調達方法等について、改めて事情を聴取したが、申立人からは具体的な陳述が得られない上、申立人は、当該保険料を納付した際に同席していたとする申立人の夫も当時のことはよく覚えていないと陳述している。

さらに、申立人のオンライン記録によると、納付したとする時期の約2年後の平成6年7月6日に社会保険事務所(当時)が納付催告を行ったことが確認

できることから、申立期間が国民年金保険料の未納期間であった可能性を否定できない上、申立人が申立期間の保険料について納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年2月から56年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年2月から56年5月まで

私が昭和54年2月当時は、実家のA市で両親、祖母、姉夫婦及び姪^{めい}と一緒に暮らしていた。56年5月に結婚してB市に転居したが、結婚前に父から「54年*月から国民年金に加入しているのので、結婚後は変更手続するように。」と言われ、結婚後しばらくして、自身でB市役所に出向いて手続したことをはっきり覚えている。

私が国民年金に加入した頃の昭和54年6月に、姉も国民年金に加入したらしく、やはり父が国民年金保険料を納付してくれていたと言っている。申立期間は、姉が保険料を納付済みであるのに、妹の私だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金における強制加入被保険者の資格は、加入手続の時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、基本的に資格取得の要件を満たした日に取得し、任意加入被保険者の資格については、加入手続を行った日に取得するものとされている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期等を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号は、結婚後のB市において払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できるとともに、昭和56年11月9日に任意加入していることから、この日に初めて国民年金の加入手続を行い、申立人が資格取得の要件を満たした54年*月*日まで遡って強制加入被保険者の資格を取得していることが、申立人の特殊台帳及び同区の国民年金被保険者名簿等により確認できる上、これらの記録は、申立人が所持する年金手帳に記載された最初の住所地及び資格取得日とも一致している。この場合、当該任意加入手続

が行われた時点において、申立期間のうち、一部の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、時効成立前の納付が可能な期間の保険料については、遡って納付することとなるが、申立人自身は、保険料を遡って納付した記憶はないとしている上、結婚前における国民年金の加入手続及び申立期間における保険料の納付は、申立人の父親が行ってくれていたとして直接関与しておらず、その父親も既に亡くなっているため、当時の具体的な加入状況及び納付状況は不明である。

また、申立人の父親が、申立内容のとおり、申立人が54年2月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行うとともに、当時の住所地であるC市の国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人も現在所持する年金手帳以外に、申立人の父親から別の年金手帳を受け取ったかどうかよく覚えていないと陳述している。

さらに、申立期間は2年4か月間に及び、この間、申立人の納付記録が連続して欠落することは考え難い上、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立期間当時に実家で同居していたとする申立人の姉は、昭和54年6月1日にC市において初めて国民年金に任意加入し、申立人の姉の満20歳から同年5月までの期間は、国民年金の未加入期間となっていることから、姉についても、満20歳になって加入手続が行われていないものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年3月から63年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月から63年8月まで

私は、会社退職後の昭和61年2月1日にA市役所で国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、国民年金保険料は、納付書を使って、A市役所内のB銀行で納付していた。

昭和61年3月に海外に転出する際、住民票は日本から移したが、将来の老後のことも考え、国民年金の任意加入の手続を行い、国民年金保険料の納付を行ってきた。

申立期間の国民年金保険料が、納付済みの記録とされていないのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年2月1日にA市役所で国民年金の加入手続を行い、同年3月に海外に転出するので、任意加入被保険者となる手続を行い、国民年金保険料は同市役所内の銀行で納付書により納付したと申し立てている。

そこで、申立人に係る戸籍の附票を見ると、申立人は申立期間である昭和61年3月から63年8月まで海外へ移住していたことが確認できる。しかし、海外在住者が国民年金に任意加入することが可能となったのは、61年4月1日以降であることから、同年3月の時点では、海外在住者は国民年金の適用除外となり、制度上、任意加入することはできない。

また、申立人の国民年金の加入手続について調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の記録から、申立人の手帳記号番号は、申立人が日本に帰国した昭和63年9月頃に、強制加入被保険者として払い出されていることが確認でき、61年2月に国民年金の加入手続を行った後、同年3月に海外に転出する際、任意加入被保険者となる手続を行ったとする申立内容と

符合しない。

さらに、申立人が、昭和 61 年 4 月以降に国民年金に任意加入し、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

次に、申立人は、日本に帰国したときに、納付書で、まとめて年払又は半年払で、申立期間の国民年金保険料を納付したと陳述している。

そこで、オンライン記録を見ると、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 63 年 9 月の時点で、申立人は強制加入被保険者であったことから、過去の未納期間の国民年金保険料を遡って納付することは可能であったが、申立期間のうち、61 年 3 月から同年 6 月までの期間については、制度上、時効により保険料を納付することはできない。

また、オンライン記録を見ると、申立期間のうち、時効にかからず納付することが可能であった期間のうち、昭和 61 年 7 月から同年 9 月までの 3 か月の国民年金保険料が過年度納付され、63 年 4 月から同年 8 月までの 5 か月の保険料が現年度納付されていることは確認できるが、これら以外の期間について、保険料が納付された事跡は見当たらない。

さらに、オンライン記録を見ると、申立期間後の昭和 63 年 10 月の 1 か月の現年度保険料が二重払いになっていたことが、平成元年 1 月に判明し、同年 5 月 10 日に、その時点で、2 年間の充当期限内にあった申立期間のうち、昭和 62 年 1 月の 1 か月の未納保険料に充当していることが確認できることから、この充当処理の時点において、充当された以外の申立期間の国民年金保険料も未納であった可能性を否定できない。

加えて、オンライン記録を見ると、申立人の国民年金被保険者資格が平成 2 年 6 月 28 日付けで、昭和 61 年 3 月 30 日に喪失し、申立人が日本に帰国した 63 年 9 月 19 日に被保険者資格を再取得した記録とされ、申立期間が未加入期間と訂正されている。これに伴い、申立期間のうち、前述のとおり納付及び充当されていた 61 年 7 月から同年 9 月までの期間、62 年 1 月及び 63 年 4 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料が、平成 4 年 6 月 12 日付けで還付されていることが確認できるものの、これら以外の申立期間の保険料が還付された事跡も確認できない。

このほか、申立人の国民年金被保険者資格が訂正された平成 2 年 6 月以降は、申立期間は未加入期間となることから、同年同月以降、申立期間の国民年金保険料を遡って納付することはできない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月から44年3月まで

私は、申立期間当時から昭和49年4月まで、A市に在った叔父が経営する会社に勤務をしていた。39年5月頃、叔父がA市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、叔父が、私の給料から毎月、国民年金保険料と国民健康保険料を天引きし、同市役所で納付していたと思う。当時の給与明細には年金幾らと記載されていたことを覚えている。

申立期間のうち、昭和41年4月から44年3月までの私の国民年金保険料は免除の記録となっているが、免除の手続を行った覚えはない。

また、国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付を行ってくれた叔父、店で一緒に勤務していたことも既に亡くなっており、だれにも聞くことはできない。

申立期間が未納及び免除とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が厚生年金保険被保険者期間中の昭和39年1月17日に職権で払い出されており、同年5月頃に、叔父が自らの意思に基づいて、国民年金の加入手続きを行ったとする申立内容と符合しない。

また、オンライン記録を見ると、申立人の国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の叔父は、昭和36年4月に国民年金に加入しているものの、国民年金加入期間の保険料は未納の記録となっており、当時同居していた申立人のいとこも、申立人の叔父と同様に、国民年金加入期間の保険料は未納の記録となっている。

さらに、申立人は、申立期間はA市の叔父の会社に住み込みで勤務しており、

申立期間の国民年金保険料は、叔父が同市に納付していたと申し立てている。

しかし、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ると、昭和39年度の検認済記録欄には「B市*へ転出」と記載されている上、申立期間は未納の記録となっていることが確認できる。また、オンライン記録を見ると、申立期間のうち、昭和41年4月から44年3月までの期間は、申請免除の記録となっている。これらについて、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与していない上、住所変更手続並びに免除申請を行うに至った経緯及び手続等について、当時の事情を把握しておらず、これらを担っていた叔父は既に死亡していることから、申立人が申立期間の保険料を納付していた事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情を見いだすことはできなかった。

加えて、申立期間は59か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から53年3月まで

私は、高校卒業後、家業の店を継ぐため修行として数社に勤務し、その後しばらくして家業を継いだ。申立期間当時は、私の父親が店の経理を全面的にみていて、私の分を含めた国民年金保険料の納付等も全て行っていた。実際、父母共に申立期間の保険料は納付済みであり、A組合で役員までしていた真面目な父親が、私の保険料を納付しなかったとは考え難いので、年金記録の確認申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、その妻と連番で昭和53年9月に払い出されていることが確認できることから、申立人の国民年金への加入手続は、この頃に行われたものと推認でき、この時点において、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間となる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の父親は既に他界しているため、国民年金の加入及び保険料納付の状況が不明である上、申立人の父親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間は82か月に及び、これほどの連続した月数について、行政機関において継続的に事務的過誤があったものとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から50年3月まで

結婚後、最初に住んだA市からB市に転居した昭和45年頃、女性の集金人が自宅を訪ねてきて、国民年金への加入を勧めたので、夫婦で加入して、集金人からは遡って手続をしておいたとの説明を受けた。

加入手続以降は、それより前の5年間ぐらいの夫婦二人分の国民年金保険料を何回かに分けて、毎月納める通常の保険料に上乗せする形で集金人に納付し、その5年間より前の期間については、保険料を納付したようにしてくれると集金人から聞いていた。

未納期間は無いと聞いていたのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年頃に夫婦で国民年金への加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付したとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、その夫と連番で50年4月に払い出されている上、申立人及びその夫に係るB市の国民年金被保険者名簿によると、同名簿の作成日についても同月と記載されていることが確認できることから、申立人及びその夫の加入手続はこの頃に行われたものと推認され、当該時点では、申立期間の大部分は保険料を現年度納付できない期間となり、申立内容と相違する。

また、申立人は、加入手続以降に、加入手続時点から約5年間遡った期間の国民年金保険料を何回かに分けて、毎月納める通常の保険料に上乗せして集金人に納付したとしているが、申立人は、遡って納付した保険料額を覚えていないなど保険料納付の記憶が曖昧である上、B市によると、当時、集金人は現年

度保険料以外の特例納付及び過年度納付保険料を収納していなかったとしており、申立人の主張とは符合しない。

さらに、申立人は、遡って納付した約5年以前の国民年金保険料については、集金人が納付したようにしてくれたとしているが、このような取扱いは制度上考え難く、申立人の主張は不自然である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他、申立人及びその夫に係るB市の国民年金被保険者名簿によると、いずれも申立期間については未納期間である旨記載されていることが確認でき、オンライン記録と一致している上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年3月まで

私は、国民年金保険料を納めていなかったで、母が平成3年3月頃にA市役所の出張所に行き、遡れる限り最大の保険料をまとめて納付してくれた。保険料額は、何十万円という額で、母は納付するに当たって納付書は無く、現金で納付したとしており、同行した婚姻前の妻も納付書の記憶はないと言っている。

私が平成3年4月に結婚するまでに、母はきっちりしようと納付可能な2年分の国民年金保険料を納付したはずであるのに、申立期間は未納とされており、納得できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年3月頃に申立人の母親がA市役所の出張所において、申立期間の国民年金保険料を現金で納付したとしているが、A市によると申立期間当時、出張所の窓口において現金による保険料の収納は行っておらず、申立内容とは符合しない。

また、申立期間の国民年金保険料を遡及納付する場合、平成元年度分については過年度納付書、2年度分については現年度納付書の2種類の納付書が発行され、それにより保険料を納付することとなるが、保険料を納付した申立人の母親及び同行していた婚姻前の妻は、ともに当該納付書が発行された記憶がないとしている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月及び同年2月

私は、平成2年12月に退職後、翌3年1月にA市役所で国民年金の加入手続を行った。父に、日頃から国民年金は空白の期間を作らなければならぬと聞かされていたし、当時、市役所の国民年金の受付窓口で手続をしようとした時に、少しもめたことがあったことも覚えているので、間違いなくその時に手続を行っているはずである。申立期間の国民年金保険料は、どのように納めたのか定かではないが、支払っていないということは考えられないので、調査の上、私の年金の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、退職後の平成3年1月に国民年金の加入手続を行ったとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、5年6月に払い出されている上、申立人のA市の国民年金被保険者名簿を見ると同年5月25日に加入手続を行い、3年1月1日に遡って国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる。この場合、上記加入手続時点において、申立期間は、時効により納付することはできない期間となる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から53年3月まで

昭和48年3月頃に父親が、A市役所で国民年金の加入手続を行い、「おまえが結婚するまでの間、国民年金保険料を支払ってやるから。」と言って、私と母の保険料を一緒に毎月納付してくれたはずである。

今となっては、両親も亡くなり、納付したとする領収証書も無く、金額の記憶もないが、父親が納付していたことは間違いないので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和48年3月頃に、その父親がA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立人が結婚するまでの間、同市役所で申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の記号番号が払い出されている任意加入被保険者の資格取得日から、申立人が加入手続を行った時期は昭和53年6月頃と推認され、この場合、申立期間のうち一部の期間は、時効により納付できない期間となる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、その父親が申立人とその母親の保険料を一緒に毎月納付していたとしているが、A市では、当時3か月ごとの納付書で集金人に納付する方式であったとしている上、申立人の母親は申立期間当時、国民年金には加入しておらず申立内容と異なる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続等を行ったとする申立人の父親は既に他界しているため、国民年金の加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、各種氏名検索を行ったほか、当時の住所地にお

ける国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間について、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から52年9月まで

国民年金の加入については、A市に住んでいた当時、近所の人から、「国民年金に加入していると、将来、年金がもらえるよ。」と言われ、昭和52年又は53年頃に、自分自身で市役所に出向き、手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、加入手続の際に、手持ちの現金として5万円ぐらいつ持参していたので、その中からその場で47年2月からの保険料を遡って市役所窓口の男性職員に支払ったはずである。

国民年金保険料を納付すると、市役所の職員から年金手帳のみをもらい、「これで47年2月から保険料を掛けたことになりますよ。」と言われた記憶がある。

昭和52年10月以降の国民年金保険料は、送付されてきた納付書を持って銀行で納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和53年1月に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点は、特例納付実施期間には当たっておらず、申立期間のうち、47年2月から49年12月までの国民年金保険料は、制度上、納付することができず、また、50年1月から52年3月までの保険料は過年度保険料となり、市役所窓口で納付することができない。

また、申立人は、加入手続の際に、市役所窓口の男性職員に、47年2月からの国民年金保険料分として、手持ちの現金として5万円ぐらいの中から遡って納付したとしているところ、現年度保険料については市役所で取り扱うこと

は可能であるものの、上記の国民年金手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間のうち、現年度保険料相当額は1万3,200円（昭和52年4月から同年9月までの6か月分）であり、陳述内容の金額とは一致せず、また、納付後も領収証書等を受け取った記憶はなく、年金手帳のみ渡されたとするなど、申立人の陳述内容は不自然である。

さらに、A市保存の国民年金保険料収滞納一覧表を見ても、保険料納付の事跡が確認できるのは、昭和52年度の6か月分以降であり、この記録は、オンライン記録及び特殊台帳と符合する。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人から、申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から49年4月までの期間及び同年5月から50年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年8月から49年4月まで
② 昭和49年5月から50年6月まで

はっきりとした時期は定かではないが、昭和47年8月に再就職したA社は、厚生年金保険適用事業所ではなかったため、B社会保険事務所（当時）又はC市役所で、国民年金の加入手続を行った。

申立期間①当時は、自宅に送付されてきた納付書を使用して、銀行窓口で、毎月、国民年金保険料を納付し、領収証書を受け取ったはずである。

当時の勤務先の男性オーナーから、「将来のために、年金は大事だから支払いなさい。」と言われており、従業員全員が国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことを覚えている。

また、A社を退職して、2か月間程度、H市の実家に戻っていた間も、自宅に送付されてきた納付書を使用して、毎月、国民年金保険料を納付していたはずである。

実家に戻っていた間に、「社会保険制度有り」として求人していたD社を見つけて就職したが、当初、厚生年金保険に加入させてもらえなかったため、申立期間①に引き続き、申立期間②も自宅に送付されてきた納付書を使用して銀行の窓口で、毎月、国民年金保険料を納付し、領収証書を受け取ったはずである。

申立期間①が未納期間とされ、申立期間②が未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

特殊台帳及びオンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、

前後の手帳記号番号から、C市において、昭和47年8月1日を国民年金被保険者資格の取得日として、同年10月に払い出されたと推認され、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間①の国民年金保険料は、現年度納付が可能であるものの、同市では、申立期間当時は、3か月単位での納付書送付による保険料収納が通例であったと説明しており、毎月納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出簿には、「不在(世)」及び「55.10.30E(F市)」の記載が確認できることから、申立人は、申立期間①当時、i)C市で国民年金保険料の未納が続いていた状況において、行政側は、申立人の所在を確認できなくなったこと、ii)申立人は、C市からH市、G市と転居する間、国民年金法上の住所変更手続等を行わず、F市に転入した後に、国民年金の被保険者として、その所在が確認されたことがうかがわれ、この点、申立人自身も、国民年金に係る住所変更手続等を行った記憶はないと陳述している。

さらに、申立期間後の住所地であるF市保存の国民年金被保険者名簿を見ても、申立期間①の国民年金保険料は未納とされている。

次に、申立人は、申立期間②の国民年金保険料についても、自宅に送付されてきた納付書を使用して、毎月、銀行窓口で納付し、領収書を受け取ったとしている。

しかし、オンライン記録及びF市保存の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間②の直後の期間に当たる昭和50年7月1日から55年7月26日までの厚生年金保険被保険者期間については、平成12年12月5日になって、記録統合されている一方、国民年金被保険者資格については、昭和49年5月1日付けで喪失し、約6年後の55年7月25日になって、同市において再取得していることが確認できる。

これらのことから、申立期間②については、上記の統合処理より前においては、当該期間を含む昭和49年5月1日から55年7月25日までの期間は、連続した国民年金の未加入期間であったものと考えられ、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人から申立期間①及び②の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から55年3月まで

昭和41年1月頃、学生であった私に代わって、父が国民年金への加入手続をしてくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料についても、毎月納めてくれていたことを、父から聞いたように思う。

年金問題が取り上げられるようになり、社会保険事務所(当時)で確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納となっている上、私がB国滞在中の昭和55年から、納付済みの記録が始まっているのを見て驚いた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年1月頃に、その父親が国民年金への加入手続をしてくれたとしているものの、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、申立人の主張する加入手続時期の15年後の56年1月20日に払い出されており、加入時期が符合しない上、オンライン記録をみると、前後の手帳記号番号から、55年12月に加入手続が行われたものと推認され、この手帳記号番号の払出時点等においては、申立期間のうち、41年1月から53年9月までの国民年金保険料は、制度上、納付することはできない。

また、A市保存の申立人に係る国民年金保険料収滞納リストを見ても、申立期間に係る保険料の納付事跡は確認できない。

さらに、申立人は、昭和49年11月以降に使用された三制度共通の年金手帳を所持しているものの、それ以前に別の国民年金手帳を所持した記憶はないと陳述している。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

このほか、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付について関与しておらず、加入手続及び申立期間の保険料の納付を行ったとする申立人の父親は既に他界していることから、申立期間の保険料納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月の付加保険料及び同年8月から61年3月までの期間の付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年7月
② 昭和59年8月から61年3月まで

昭和52年12月に会社を退職する際、国民年金の必要性を教えてもらったので、53年1月頃にA市役所に出向いて国民年金の任意加入手続を行い、併せて付加保険料の納付手続も行った。

その後の付加保険料を含む国民年金保険料は、納付書により金融機関で納付していたが、時期ははっきりしないが、途中から納付忘れのないように口座振替に変更した。

ねんきん特別便を見ると、申立期間のうち、昭和59年7月は、定額保険料のみが納付済みとされており、同年8月から61年3月までの期間は、国民年金の未加入期間とされている。

しかし、国民年金に加入当初から定額保険料に付加保険料も合わせて納付しており、申立期間のうち、昭和59年7月の付加保険料が未納とされていることは納得できない。

また、年金事務所で、昭和59年8月22日に国民年金任意加入被保険者資格を喪失していると言われたが、当時、片道40分もかけて同資格喪失手続のためにB市役所に出向いた記憶はなく、それ以前と同様に口座振替で付加保険料を含む国民年金保険料を納付しているはずであることから、同年8月から61年3月までの期間が未加入期間とされていることも納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び特殊台帳を見ると、申立人は、昭和53年1月19日に国民年金任意加入被保険者資格を取得し、59年8月22日に同資格を喪失した後、

61年4月1日に第3号被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間のうち、59年8月から61年3月までの期間については国民年金任意未加入期間となり、制度上、付加保険料を含む国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、国民年金に加入当初から、付加保険料を含む国民年金保険料を納付しており、昭和59年7月について、定額保険料は納付済みであるにもかかわらず、付加保険料が未納となっているのは納付できないとしているものの、オンライン記録を見ると、当該月の定額保険料については、60年12月25日に過年度納付していることが確認でき、制度上、付加保険料については、定額保険料と同様には遡って納付することはできないことから、定額保険料のみ納付済みとされていることは不自然でない。

この点について、申立人が所持する「国民年金保険料口座振替お取扱い開始のお知らせ」を見ると、申立人は、昭和54年1月23日から、3か月ごとに23日を振替指定日として、国民年金保険料の口座振替を開始していることが確認できるところ、上記のとおり、59年8月22日に国民年金任意加入被保険者資格の喪失手続を行ったため、同年7月の付加保険料を含む国民年金保険料については、その振替指定日である同年10月23日に口座振替ができなかったことから、翌年になって、定額保険料についてのみ、納付書が発行されたものと考えられる。

さらに、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人から申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①の付加保険料を納付していたものと認めることはできず、申立期間②の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 6035（事案 197、3344 及び 4776 の再々々申立て）

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 10 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 10 月から 49 年 3 月まで
② 昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月まで

昭和 47 年 10 月に夫婦で国民年金に加入し、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料（月額 1,000 円）を納めたにもかかわらず、申立期間①が未納及び申立期間②が申請免除とされているので、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが認められず、再申立ても認められなかった。

その後、i) 私宛ての平成 19 年 8 月 6 日付け A 社会保険事務所（当時）発行の被保険者記録照会回答票、ii) 夫宛ての 21 年 7 月 27 日現在の A 社会保険事務所発行の被保険者記録照会回答票等の資料を基に、当該第三者委員会に再々申立てを行ったが、これも認められなかった。

今回、iii) B 校区（C 市）国民年金保険料特別納付組合設立届及び iv) 国民年金保険料専任徴収従事者報告を新たな資料として提出する。

この資料が、特別納付組合の専任集金人「D」氏に昭和 47 年 10 月から夫婦一緒に国民年金保険料を毎月納付していたことを示す新たな資料となる上、夫が特例納付及び過年度納付による一括納付をする必要がなく、毎月納付していたとする資料にもなる。

また、今までの 3 回の申立てでは、昭和 47 年 10 月当時の国民年金保険料月額について、二人分で 1,000 円としていたが、よく考えると二人分が 4,800 円であるので申立内容を訂正する。

さらに、再々申立てで提出した i) 及び ii) の資料については、記録が間違っていると思うので、改めて審議を希望する。

第 3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人は、昭和 47 年 10 月に夫婦一緒に国民年金に

加入し、申立人が、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に毎月納付したと申し立てているが、夫婦の国民年金手帳記号番号は、申立人は昭和47年10月、その夫は2年以上後の50年5月にそれぞれ払い出されており、申立人の夫の納付記録を見ると、申立期間を含む46年4月から50年3月までの48か月の保険料が、同年6月に一括納付されていることが確認でき、申立内容と符合しない等として、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正は必要でないとする通知が、平成20年6月12日、21年10月9日及び22年10月1日付けで行われている。

今回、申立人は新たな資料として、B校区の国民年金保険料特別納付組合設立届及び国民年金保険料専任徴収従事者報告を提出しており、当該従事者報告には、申立人が申立期間の保険料を納付していたと述べる「D」氏という名の集金人が、昭和46年3月にB校区の特別納付組合の集金人に推薦されたことが確認できる。しかし、C市は、申立期間当時、申立人夫婦の居住していた同市E町は、B校区とは異なるF校区に該当すると回答していることから、今回申立人の提出した納付組合の設立届及び専任徴収従事者報告からは、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を、同市E町で毎月納付していたとする事情をうかがうことはできない。

さらに、申立人が申立期間当時にE町の住民であったと、氏名を挙げた住人5名が所持する申立期間当時の年金手帳の検認印を見ると、5名のうち4名の検認印は、「D」と押されているのは、昭和50年度欄からであることが確認でき、ほか1名の検認印を見ると、49年度欄に、「D」と押されてあるが、当該検認印は昭和50年2月に押されたものであり、それ以前の日付の「D」の押印は確認できない。また、申立人の現在所持する年金手帳にも、昭和50年度欄に「D」と押印されている。以上を踏まえると、当該集金人は昭和50年からF校区内の同市E町で集金を行っていたと考えるのが自然であり、申立人夫婦に係る国民年金被保険者名簿の検認記録が、同年4月から夫婦一緒に現年度納付とされていることとも符合することから、申立人夫婦の国民年金保険料を集金人の「D」氏に同市E町で納付していたとする記憶は、同年4月以降のことであった可能性は否定できない。

加えて、申立人は、申立期間当初の昭和47年10月の国民年金保険料について、従前は夫婦二人分で月1,000円であったと申し立てていたが、今回の申立てでは、夫婦二人分で月4,800円であったと訂正しているが、当時の保険料額とは大きく乖離^{かいり}している。

このほか、前回の再々申立てにおいて提出された資料を再度吟味したが、前回審議時の判断と同様に、i) 申立人提出の被保険者記録照会回答票において厚生年金保険の被保険者期間は昭和36年12月29日までと記載されている一方、申立人の国民年金手帳に記載されている資格取得日は同年4月1日であり両年金の重複の期間が確認できるが、当時、国民年金手帳の発行事務を担当し

ていた市町村では、国民年金加入者の厚生年金保険の加入期間までは把握しておらず、国民年金の加入手続時に加入者から聞き取った情報に基づいて、国民年金の資格取得日を年金手帳に記載していたと考えられることから、本記録の齟齬^{そご}だけをもって申立人の申立期間に係る納付記録に過誤があるとまでは言えない。ii) 申立人が提出した申立人の夫に係る被保険者記録照会回答票の備考欄には、特例納付の記載があるものの、過年度納付を含む48か月分の国民年金保険料はまとめて納付された旨の記載は無いが、社会保険事務所（当時）では、過年度納付は普通納付であるため、特例納付のように備考欄には記載しないとしており、その説明内容は事務取扱の規定に合致し、矛盾は見当たらないことから、過年度納付に係る記載が無いことをもって、申立期間の夫婦二人分の保険料が毎月納付されていたと考えることはできない。

そのほかに当初の委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 6036（事案 3343 及び 4777 の再々申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 10 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、毎月納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月から 50 年 3 月まで

昭和 47 年 10 月に夫婦で国民年金に加入した。加入後は、妻が毎月夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきたが、私の納付記録では、昭和 50 年 6 月に申立期間を含む 46 年 4 月から 50 年 3 月までの保険料をまとめて納付したことになるので、記録を訂正してほしいと年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、認められなかった。

その後、i) 妻宛ての平成 19 年 8 月 6 日付け A 社会保険事務所（当時）発行の被保険者記録照会回答票、ii) 私宛ての 21 年 7 月 27 日現在の A 社会保険事務所発行の被保険者記録照会回答票等を提出して、当該第三者委員会に再申立てしたが、再び認められなかった。

今回、iii) B 校区（C 市）国民年金保険料特別納付組合設立届、iv) 国民年金保険料専任徴収従事者報告を提出する。

この資料が、特別納付組合の専任集金人「D」氏に昭和 47 年 10 月から夫婦一緒に国民年金保険料を毎月納付していたことを示す新たな資料となる。

また、私には厚生年金保険の加入期間が有るので特例納付及び過年度納付により一括納付する必要がなかった。さらに、前回の再申立てで資料として提出した i) 及び ii) の資料については、記録が間違っていると思うので、改めて調査・審議を希望する。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人は、昭和 47 年 10 月に夫婦一緒に国民年金に加入し、申立人の妻が、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に毎月納付したと申し立てているが、夫婦の国民年金手帳記号番号は、妻は同年

10月、申立人は、50年5月と2年以上離れて払い出されており、また、申立人の納付記録を見ると、申立期間を含む46年4月から50年3月までの48か月の保険料が同年6月に一括納付されていることが確認でき、申立内容に符合しない等として、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正は必要でないとする通知が、平成21年10月9日及び22年10月1日付けで行われている。

今回、申立人は新たな資料として、B校区の国民年金保険料特別納付組合設立届及び国民年金保険料専任徴収従事者報告を提出しており、当該従事者報告には、申立人が申立期間の保険料を納付していたと述べる「D」氏という名の集金人が、昭和46年3月にB校区の特別納付組合の集金人に推薦されたことが確認できる。しかし、C市は、申立期間当時、申立人夫婦の居住していた同市E町は、B校区とは異なるF区に該当すると回答していることから、今回申立人の提出した納付組合の設立届及び専任徴収従事者報告からは、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を、同市E町で毎月納付していたとする事情をうかがうことはできない。

さらに、申立人の妻が、申立期間当時にC市E町の住民であったと、氏名を挙げた住人5名が所持する申立期間当時の年金手帳の検認印を見ると、5名のうち4名の検認印は、「D」と押されているのは昭和50年度欄からであることが確認でき、ほか1名の検認印を見ると、49年度欄に、「D」と押されてあるが、当該検認印は昭和50年2月に押されたものであり、それ以前の日付の「D」の押印は確認できない。また、申立人の妻の現在所持する年金手帳にも、昭和50年度欄に「D」と押印されている。以上を踏まえると、当該集金人は昭和50年からF校区内の同市E町で集金を行っていたと考えるのが自然であり、申立人夫婦に係る国民年金被保険者名簿の検認記録が、同年4月から夫婦一緒に現年度納付とされていることとも符合することから、申立人夫婦の国民年金保険料を集金人の「D」氏に同市E町で納付していたとする記憶は、同年4月以降のことであった可能性は否定できない。

加えて、申立人は、自身には厚生年金保険の加入期間が60か月あったので当時、国民年金保険料を一括納付する必要がなかったと申し立てている。しかし、C市では、35歳を過ぎており、60歳まで国民年金保険料を未納なく納付したとしても、受給権を確保することが困難である国民年金の未加入者を抽出し、優先して国民年金の加入及び保険料納付の勧奨を行っており、過去に厚生年金保険被保険者期間を有していた国民年金の未加入者を、加入勧奨の対象者から除外しているわけではなかったと回答している。以上のことから、昭和50年の時点で、国民年金に加入していなかった申立人に対して、国民年金に加入勧奨され、特例納付及び過年度納付の勧奨が行われることは、申立人の年金受給権確保と受給年金額増加を図る観点から考えても不自然とは言えない。なお、申立人の特殊台帳を見ると、備考欄及び納付状況欄に、46年4月から47年12月までの保険料が50年6月9日に特例納付された記録が、また、同

じく納付状況欄に48年1月から50年3月までの保険料が過年度納付された記録が確認でき、その記載を見ても、当該記録が誤りである事情は見当たらない。

また、前回の再申立てにおいて提出された資料を再度吟味したが、前回審議時の判断と同様に、i) 申立人の妻が提出した同人の被保険者記録照会回答票において厚生年金保険の被保険者期間は昭和36年12月29日までと記載されている一方、同人の国民年金手帳に記載されている資格取得日は同年4月1日であり両年金の重複の期間が確認できるが、当時、国民年金手帳の発行事務を担当していた市町村では、国民年金加入者の厚生年金保険の加入期間までは把握しておらず、国民年金の加入手続時に加入者から聞き取った情報に基づいて、国民年金の資格取得日を年金手帳に記載していたと考えられることから、本記録の齟齬^{そご}だけをもって申立人の申立期間に係る納付記録に過誤があるとはまでは言えない。ii) 申立人が提出した申立人に係る被保険者記録照会回答票の備考欄には特例納付の記載があるものの、過年度納付を含む48か月分の保険料はまとめて納付された旨の記載は無いが、社会保険事務所（当時）では、過年度納付は普通納付であるため、特例納付のように備考欄には記載しないとしており、その説明内容は事務取扱の規定に合致し、矛盾は見当たらないことから、過年度納付に係る記載が無いことをもって、申立期間の夫婦二人分の保険料が毎月納付されていたと考えることはできない。

そのほかに当初の委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年2月から8年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月から8年6月まで

私は、平成7年2月頃に、国民年金に加入したと思うが、国民年金保険料を納付していなかった。

平成9年10月になって、勤務先の上司に申立期間の国民年金保険料の納付について相談したところ、その上司がA市役所に確認し、「申立期間の保険料納付は可能で、保険料額は19万9,500円になるそうだ。」と教えてくれた。

そこで、平成9年10月25日に、当該国民年金保険料の相当額を銀行預金から出金し、母に依頼して、申立期間の国民年金保険料をA市役所で遡って納付してもらった。

なお、申立てに当たり当時の資料を整理していたら、申立期間のうち、平成7年9月から8年6月までの国民年金保険料に係る未使用の過年度納付書を発見したが、当時は、この納付書を使わず、母は年金手帳に現金を添えて市役所で納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年10月に、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を市役所で納付したと申し立てている。

しかし、当該納付したとする時点では、申立期間のうち、平成7年2月から同年8月までの国民年金保険料は、制度上、時効により納付することはできない。

また、当該納付したとする時点で、申立期間のうち、平成7年9月から8年6月までの国民年金保険料については過年度納付することは可能であるが、

制度上、市役所で納付することはできず、過年度納付が可能な保険料額は申立内容と相違している。

さらに、申立人が所持する未使用の過年度納付書を見ると、申立期間のうち、平成8年6月の国民年金保険料に係る納付書が10年7月8日に発行されていることが確認できるが、申立てのとおり申立期間の保険料を納付した場合、当該納付書が発行され、再度、保険料の納付を督促されるとは考え難く、申立期間は未納であったと考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料の納付の可否及び必要な保険料額を、A市役所で確認したとする元上司並びに当該保険料納付を担ったとする申立人の母親に対し、申立人を通じて当時の事情を確認したが、両者共に覚えていないと回答しており、申立人が申立期間の保険料の納付を行っていたとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情を見いだすことはできなかった。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から59年3月まで

私は、昭和60年12月5日午後4時過ぎに、A市役所B出張所(当時)で、国民年金の任意加入手続を行った。

その時に、窓口の職員から、国民年金の加入手続前の厚生年金保険被保険者期間の前の期間について、「6か月だけ遡って、今、現金で納付できますよ。」と言われた。私は、その日、昭和60年12月*日に挙げる結婚式の準備品を買うための現金を持ち合わせていたので、その場で申立期間の国民年金保険料を現金で一括納付した。職員は、私が納付した保険料を所長のデスク横の手提げ金庫に入れていた。所長は横にいて、お金を入れていたのを見ていた。

納付した国民年金保険料の額については、4万円を渡して、数千円に幾らか端数分の釣銭があったと記憶している。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年12月5日に、A市役所の出張所で国民年金の加入手続を行うとともに、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

しかし、A市役所の出張所においては、昭和49年度以降、社会保険事務所(当時)が管轄する過年度保険料のみならず、市が管轄する現年度保険料についての収納事務も行っておらず、申立内容と符合しない。

また、A市役所の出張所で過年度保険料に係る納付書の発行事務は行われていたが、過年度保険料が未納である場合、出張所窓口において当該納付書を発行の上、金融機関で納付するよう指示する取扱いである。あえて未納の過年度保険料を市役所の出張所の窓口で収納しなければならない理由が見当たらない。

いことから、申立内容には不自然さがうかがえる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年10月まで

私は、時期は定かでないが学生の頃に、両親に勧められて、当時居住していたA市で国民年金に加入した。加入当初は、毎月、国民年金保険料を納付していたが、途中で面倒になり納付をやめてしまった。

しばらくして、両親に国民年金保険料を納付しているかと聞かれ、滞納していること、滞納した保険料を納付するお金が無いことを伝えると、きちんと納付するようにと、まとめてお金を送ってきた。それで、A市役所に納付に行くと、「2か月分は納付期限を過ぎているため受け付けられない。」と言われたので、当該2か月分以降の保険料をまとめて納付した。

平成7年4月に実家のあるB市に戻り就職した後も、しばらくは領収証書及び通帳を残していたが、このような年金問題が起ころうとは思ってもなかったもので処分してしまった。

申立期間が未納の記録とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続時期を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の資格記録から、申立人は、平成6年11月頃に国民年金の加入手続を行ったと推定できるが、当該加入手続時点において、申立期間のうち、3年4月から4年9月までの国民年金保険料は、制度上、時効により納付することはできない。

また、前述の加入手続時点において、申立期間のうち、平成4年10月の国民年金保険料は過年度納付が可能であるが、申立人のオンライン記録を見ると、6年12月28日に、4年11月から6年3月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、当該過年度納付時点においては、4年10月の保険料は時

効により納付できない。

さらに、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間の国民年金保険料は未納と記録されており、平成7年4月に転居したB市の国民年金被保険者名簿を見ても、申立期間に続く4年11月から7年3月までの保険料は、前住所地（A市）で納付と記録されているが、申立期間について納付の記録は無い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 9 月 1 日から 37 年 3 月 1 日まで
脱退手当金の確認はがきにおいて、A社B営業所における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、A社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人の前後計 92 人の女性従業員のうち、申立人と同一時期(おおむね前後 2 年以内)に脱退手当金の受給要件を満たし資格を喪失した 60 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含め 56 人に支給記録が見られ、そのうち 47 人が資格喪失後 6 か月以内に支給決定されている上、同一支給決定日の受給者が多数見られることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、オンライン記録によれば、申立期間の脱退手当金は、A社B営業所での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 37 年 6 月 22 日に支給決定されていることが確認できる上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、申立期間に係る脱退手当金が支給決定される前の同年 5 月 25 日付けで、脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことを示す「回答済」の表示が記録されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りはないなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前にある被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な記録であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 12 月 1 日から 15 年 8 月 1 日まで
ねんきん定期便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。申立期間は、同社の事業主であり、平成 11 年 12 月から 13 年 12 月までは 20 万円、14 年 1 月から 15 年 7 月までは 18 万円の報酬を毎月受け取っていた。
申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、平成 11 年 12 月から 13 年 12 月までは 20 万円、14 年 1 月から 15 年 7 月までは 18 万円の報酬を受け取っていたと申し立てている。

しかし、商業登記の記録から、申立期間にA社の代表取締役であったことが確認できる申立人は、「会社は既に廃業し、賃金台帳等の書類は保存していない。」旨陳述しており、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除の状況は確認できない。

また、申立人は、「申立期間当時は、会社の業績が不振のため、自身の給与を減額して、その分を社員の給与に充てた。しかし、年金事務所で記録されているような額まで自身の給与を減額していない。」旨陳述している。

さらに、オンライン記録において、A社で申立期間に被保険者記録のある申立人の弟の標準報酬月額を見ると、申立期間の始期から4か月後の平成 12 年 4 月 1 日に 28 万円から 9 万 8,000 円に減額されていることが確認できるところ、同人は、「自身の標準報酬月額は、当時受け取っていた給与とおおむね一

致しており、記録は間違っていない。」旨陳述している。

加えて、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額記録に、遡及訂正等不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、当該控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間について、申立人が主張する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 2 月 20 日から平成 3 年 4 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社では、B業務に従事していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元代表取締役及び元取締役の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は無く、前述の元代表取締役も、「当社は社会保険には加入していなかった。」と陳述している。

また、当該元代表取締役は「A社は平成 10 年に倒産しており、申立期間当時の賃金台帳等は保存していない。」としており、A社等から申立人の申立期間における保険料控除の状況等を確認することはできない。

さらに、雇用保険の加入記録によると、申立人は申立期間中の昭和 60 年 4 月 23 日に求職の申込手続きを行い、申立期間と重複する同年 7 月 30 日から同年 11 月 25 日までの間、失業給付の基本手当を受給していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 11 月 10 日から 19 年 10 月 1 日まで

年金事務所に父の厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答があった。申立期間は、もともと厚生年金保険被保険者期間であったのに、ねんきん特別便に係る照会調査に伴って行われた従前記録の訂正によって、被保険者期間でなくなった期間である。父は同社には、労働者年金保険制度が始まる前に入社し、昭和 25 年末に退職するまで継続して勤務した。途中で退職したことはないので、この記録の訂正には納得できない。申立期間について、父が厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間より前の昭和 17 年 6 月 1 日から 18 年 11 月 10 日までの期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号の払出簿及びA社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は、労働者年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号）に基づき、A社で 17 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得した後、18 年 11 月 10 日に被保険者資格を喪失して、健康保険についてのみの被保険者となっている事跡が確認できるところ、前述の被保険者名簿において、申立人と同様の得喪の事跡が確認できる複数の同僚のうち、一人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の「資格喪失の原因」欄には、具体的に「職変」との記載が確認できることから、申立人についても、職種の変更を理由として、同年 11 月 10 日に労働者年金保険に係る被保険者資格を、一旦喪失した可能性がうかがえる。

また、申立期間より後の昭和19年10月1日から21年1月25日までの期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号の払出簿を見ると、申立人及び上記同僚が、19年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している事跡が確認できるが、同年の労働者年金保険法の改正によって、新たに厚生年金保険法が制定されたことに伴い、同年6月1日から同年9月30日までの期間は、同法施行に伴う準備期間とされ、保険料徴収は同年10月1日から開始されていることから、申立人は、当該期間において厚生年金保険の適用対象者ではなかったと考えられる。

一方、前述の被保険者名簿から、被保険者期間が申立期間と重複する元従業員24人を抽出し、住所が判明した2人に照会し回答を得たが、2人とも申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認することができない。

また、同僚3人についても、申立人と同様に、昭和18年11月10日に厚生年金保険の資格を喪失し、19年10月1日に資格を再取得していることが確認できる。

さらに、A社に係る資料を保管するC健康保険組合は、「事実関係の確認を行ったが、データの保存期間を経過しているため、加入記録の確認ができなかった。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年5月1日から29年11月4日まで
② 昭和31年7月6日から37年2月27日まで

日本年金機構から脱退手当金の確認はがきを送付されてきたところ、私が勤務した期間のうち、A社での厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの記載があった。

しかし、脱退手当金を請求しておらず、受給した記憶もないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間に係る脱退手当金は、昭和37年9月28日に支給決定されていることが確認できる。

一方、オンライン記録において、申立人には、申立期間に係るもの、及びB社における厚生年金保険被保険者期間に係るものの、2回にわたり脱退手当金が支給されたとする記録が確認できるところ、申立人は、このうち、B社での被保険者期間に係る脱退手当金について、事業主への委任に基づく代理請求により受給したことを認めているが、事業主が当該代理請求を行った際に、最初に勤務した被保険者期間を含めた121月にも及ぶ申立期間について、申立人が事業主に申告することなく失念していたとは考えにくいことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を既に受給していたために、その請求手続が行われなかったものとするのが自然である。

また、オンライン記録を見ると、申立人は、申立期間②のうち、昭和36年4月から37年1月までの期間に係る国民年金保険料を、第3回特例納付によ

り 53 年 9 月 22 日に納付していることが確認できることから、当時、申立期間と重なる当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認識していた事情等は見当たらない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月22日から24年5月11日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務していた申立期間について脱退手当金支給済みとの回答を受けた。
しかし、脱退手当金が支給されたとする時期は、第二子を出産した直後であって、受け取りに行くことはできないはずである。
申立期間に係る脱退手当金を請求したこと、及び受給もした記憶はないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間に係る脱退手当金は、昭和28年5月18日に支給決定されていることが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、裏面の保険給付欄には、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことを示す記載事項(資格期間、支給金額及び支給年月日)が確認できるところ、当該記載事項はオンライン記録と一致している。

さらに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

なお、オンライン記録によると、申立人には、申立期間に係るもの、及びB社における厚生年金保険被保険者期間に係るものの、2回にわたり脱退手当金が支給されたとする記録が確認できるところ、申立人は、このうち、B社での被保険者期間に係る脱退手当金について、事業主への委任に基づく代理請求により受給したことを認めているが、当該代理請求に当たって、申立人自身が

A社本部における被保険者期間(45月)を事業主に申告することなく失念していたとは考えにくいことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を既に受給していたために、その請求手続が行われなかった可能性を否定できない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 8 月 21 日から 13 年 10 月 1 日まで

私がA社で勤務していた期間のうち、申立期間における標準報酬月額の記録が実際に支給された給与支給額よりも低くなっているため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の記録が、実際に支給された給与支給額よりも低額となっていると申し立てしているところ、申立人提出の給与支給明細書及びA社提出の賃金台帳により確認できる報酬月額は、一部の期間においてオンライン記録の標準報酬月額を上回っているものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額（平成9年8月を除く。）は、各月ともオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、申立期間のうち、平成9年8月については、申立人から給与支給明細書の提出はなく、A社から賃金台帳の提出も得られなかったため、当該月の保険料控除額を確認することはできないものの、申立人は、当該月とそれ以降の期間において、業務内容、勤務形態等には何ら変化はなく、給与支給額に大幅な変化はないと陳述していること等を踏まえて判断すると、同年8月についても、同年9月と同水準の給与が支給され、同額の保険料額が控除されていたものと推定される。

さらに、当時及び現在の社会保険事務担当者は、「当時、通勤手当を報酬月額に算入していなかったが、厚生年金保険料については、社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額に基づいて控除していた。」と陳述している。

加えて、A社が加入していたB厚生年金基金提出の加入員台帳及びC健康保険組合提出の被保険者台帳における申立人の標準報酬月額は、オンライン記録

と一致していることが確認できる。

また、A社において、申立期間中に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に対し、標準報酬月額届出状況及び保険料控除等について事情照会したものの、事実と反して標準報酬月額が低く届け出られていると回答した者は見当たらないほか、オンライン記録において、当該複数の同僚の標準報酬月額の記録が遡って訂正された形跡も認められない。

このほか、申立人主張の給与支給額を基に、事業主が給与から厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年11月1日から56年4月1日まで
② 昭和58年1月1日から同年7月1日まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社で勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額より低く記録されている

関係資料を提出するので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合う金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社で勤務していた期間のうち、昭和52年11月1日から56年4月1日までの標準報酬月額が、実際の給与支給額とは異なっていると申し立てているが、当時の事業主は死亡している上、現在の役員も、「当時の資料が無く、申立人に対する給与支給額等は不明。」と回答していることから、申立人主張の給与支給額及び厚生年金保険料額を確認することができない。

また、申立期間②について、申立人は、雇用保険被保険者離職証明書及び役員報酬手当等の人件費の内訳書を所持しているところ、当該離職証明書等を見ると、申立人は、当該期間において、月額30万円の賃金を受けていたことがうかがえるものの、上記のとおり、当時の資料は保存されていないため、当該賃金月額に基づく厚生年金保険料額及び保険料控除の状況について検証することができない。

さらに、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められず、記録に不自然な点も見当たらない。

一方、A社の商業登記簿謄本を見ると、申立人は、申立期間①及び②にお

いて、同社の取締役又は監査役に就任していたことが確認できるところ、申立人自身も、「私は、総務担当の取締役として、社会保険等事務についても自ら行っていた。」と陳述していることから判断すると、申立人は、当時、自身の標準報酬月額の届出状況等について知り得る立場であったと考えられる。

このほか、申立人主張の給与支給額を基に事業主が給与から厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月 6 日から 48 年 9 月 10 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社（後にB社へ名称変更）で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。

しかし、昭和 45 年 1 月 6 日から平成 8 年 3 月 31 日まで、兄が事業主であったA社で継続して勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間もA社で継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同様に継続して勤務していたとしている事業主の親族の一人も、申立期間とほぼ同時期の昭和 46 年 7 月 1 日から 48 年 5 月 25 日まで、厚生年金保険に未加入になっていることが確認できる。

また、B社の事業主の妻は、同社は平成 8 年に倒産し、申立期間の保険料を控除していたことが確認できる賃金台帳等の資料は残っていないとしていることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除の状況は確認できない。

さらに、前述の被保険者名簿の申立人の欄を見ると、昭和 46 年 6 月 6 日の資格喪失に伴い、申立人から健康保険被保険者証が返納されたことを示す「証返」の押印が確認でき、同名簿の記載内容に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月 18 日から 61 年 10 月 1 日まで
パート従業員としてA社に入社し、その後、時期は覚えていないが正社員になった。厚生年金保険の加入記録を見ると、昭和 60 年 6 月 18 日に資格を取得しているため、同日から正社員になったと思うが、同日から 61 年 9 月までの標準報酬月額が 6 万円又は 6 万 8,000 円と記録されており、正社員の標準報酬月額としては低すぎる。
申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において、厚生年金保険の資格を取得している昭和 60 年 6 月 18 日にパート従業員から正社員になったが、申立期間の標準報酬月額は同社の正社員の標準報酬月額としては低すぎると申し立てている。

しかし、A社の複数の同僚は、申立期間のうち、短くても昭和 61 年 4 月頃までは、申立人の勤務形態は、1 日 4 時間又は 5 時間の短時間労働であったと陳述している。

また、申立人に係る雇用保険の加入記録を見ると、資格取得日が昭和 61 年 4 月 21 日となっていることから、申立人の勤務形態が、同日に、雇用保険の加入要件(1 週間の所定労働時間が 20 時間以上)を満たす勤務となったこともうかがえる。これにより、給与額に大きな変動があった場合には、A社は、報酬月額変更届(昭和 61 年 5 月から同年 7 月までの報酬月額に基づく。)を提出することとなるが、この届出を行わなかった場合には、同年の算定基礎届により同年 10 月の定時決定で標準報酬月額が改定されることが想定されるところ、オンライン記録を見ると、申立人の標準報酬月額は、同年 10 月の定時決定で 15 万円に改定されている。

さらに、事業主及び総務担当者は、申立期間当時の給与台帳等の資料は残っていないとしており、申立人も申立期間に係る給与明細書等の関連資料を所持していないことから、申立期間の保険料控除額及び報酬月額を確認することができない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は無く、記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月 1 日から 54 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与の額より低く記録されていることが分かった。

実際の給与支給額は 23 万円であり、給与支給額に相当する厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額より低く記録されていると申し立てている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人以外の元従業員 3 人についても、申立人と同時期の昭和 51 年 2 月の随時改定により標準報酬月額の減額改定が行われていることが確認できるところ、当該元従業員の一人は、「申立期間当時、A社は得意先の移転により仕事が大幅に減り、経営が苦しかった。」と陳述しており、申立人も、「申立期間当時、A社は保険料を滞納しており、保険料の支払はいつも数か月遅れで、約束手形及び先日付小切手を社会保険事務所(当時)に持参していた。私も社長の代行として社会保険事務所に通った記憶がある。」と陳述をしていることから、A社では、申立期間当時、保険料を滞納しており、事業主が申立人を含めた全ての被保険者(4人)の標準報酬月額を引き下げる届出を社会保険事務所に行ったことがうかがえる。

また、A社は昭和 59 年に解散し、事業主も死亡しているほか、申立人及び元従業員は申立期間当時の給与明細書を保管していないため、申立人の申立期間に係る保険料控除の状況等を確認することができない。

さらに、前述の被保険者名簿には、申立人に係る標準報酬月額が遡って訂正された形跡は無く、記載内容にも不自然な点はうかがえない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 6 月 15 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 34 年 2 月 3 日から同年 12 月 31 日まで
③ 昭和 35 年 2 月 1 日から 37 年 1 月 22 日まで
④ 昭和 37 年 4 月 30 日から 43 年 2 月 1 日まで
⑤ 昭和 43 年 9 月 21 日から 47 年 8 月 13 日まで

A社に勤務していた申立期間①、②及び④と、B社に勤務していた申立期間③については、昭和 43 年 7 月に脱退手当金が支給されたことになっている。また、A社に再度勤務した申立期間⑤についても、47 年 8 月に脱退手当金が支給されたことになっている。

しかし、いずれの脱退手当金についても請求した記憶はなく、受給していない。脱退手当金裁定請求書をそれぞれ確認したが、私の生年月日が間違っているのもので、私が請求したものではない。また、1 回目の裁定請求書の領収書欄には夫の署名があるが、夫の筆跡ではなく、夫も受給していないと言っている。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、申立期間①、②、③及び④に係る裁定請求書には、当時申立人と同じA社に勤務していたその夫に脱退手当金の受領を委任する旨が記載された委任状が添付され、領収書欄には、脱退手当金を受け取った旨が申立人の夫の記名及び押印とともに記載されている一方、申立人の夫が既に同社を退職した時期である申立期間⑤に係る裁定

請求書では、申立人が陳述する住所地に近い郵便局が脱退手当金の送金先として指定されていることを踏まえると、脱退手当金の受領方法について申立人に何らかの確認が行われたと推察される。

また、オンライン記録によると、申立期間①、②、③及び④に係る脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後の昭和43年7月23日に、申立期間⑤に係る脱退手当金は同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から15日後の47年8月28日にそれぞれ支給決定されている上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、申立期間①、②、③及び④に係る支給決定日の約1か月前である43年6月12日付けで、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）に回答したことを示す「回答済 43. 6. 12」の記載が確認でき、申立期間⑤についても、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示があるほか、いずれの期間の脱退手当金の支給額にも計算上の誤りはないなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立期間①、②、③及び④当時の上記被保険者名簿において、申立人と同時期に受給要件を満たし資格を喪失していることが確認できる女性従業員22人（申立人を含む。）について脱退手当金の支給記録を調査したところ、12人に支給記録があり、このうち10人が資格喪失後6か月以内に支給決定されていること、及び裁定請求書に間違っただけ記載されている申立人の生年月日は、上記被保険者名簿に記録されている、事業主が当時社会保険事務所に届け出た申立人の生年月日と一致しており、当時事業主は申立人の生年月日を誤って記録していたと考えられることから、当時、A社では、退職する従業員の脱退手当金について事業主による代理請求が行われていたことがうかがえる。

加えて、2回の脱退手当金の請求が、いずれも申立人の意思に反して行われたということは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①の前にある被保険者期間及び申立期間①と②の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、前述の脱退手当金裁定請求書を見ると、過去に被保険者として使用された事業所の名称を請求者自らが記入する欄に、この2回の被保険者期間が記入されていないことが確認できる上、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていたことが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な記録であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年6月6日から39年3月3日まで

日本年金機構から送付されてきた脱退手当金の受給についての確認はがきによると、A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間については、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、脱退手当金は請求も受給もしていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立期間に係る脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月後の昭和39年3月24日に支給決定されている上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険の整理番号が1から500までの女性従業員のうち、申立人と同時期に受給要件を満たし資格を喪失した42人（申立人を含む。）について脱退手当金の支給記録を調査したところ、38人に支給記録が有り、このうち35人が資格喪失後6か月以内に支給決定されており、申立人を含む4人が同じ日に支給決定されている。このことに加え、支給記録の有る者の1人が、「A社の事務担当者から脱退手当金の説明を受け、退職金と併せて脱退手当金を受け取った。」旨陳述していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱手」の表示が有るほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りはないなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていたことが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な記録であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月 1 日から 13 年 4 月 1 日まで

私は、平成 2 年に A 社を設立して以来、現在も継続して厚生年金保険に加入しているが、申立期間の標準報酬月額が 9 万 8,000 円等と記録されており、実際の給与額よりも低くなっている。当時の預金通帳に、毎月約 19 万円の住宅ローンの支払記録があることなどから、給与額が記録されている標準報酬月額よりも高かったことは明らかであるので、調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成 8 年 4 月 1 日から 9 年 10 月 1 日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の A 社における当該期間の標準報酬月額は、当初、50 万円と記録されていたところ、同年 1 月 10 日付けで、直前の標準報酬月額の定時決定日（平成 8 年 10 月 1 日）を越えて、8 年 4 月 1 日に遡って 9 万 8,000 円に引き下げられており、引下げ後の当該額が 9 年 10 月 1 日まで継続している。

また、A 社に係る商業登記の記録により、同社設立から現在に至るまで、申立人が代表取締役であることが確認できるところ、申立人が、「時期は定かではないが、厚生年金保険料を滞納したことがある。」と陳述していることを踏まえると、申立人の標準報酬月額について、遡及して実態に反した減額訂正処理が行われたことが考えられる。

しかし、申立人は、標準報酬月額の減額訂正処理には関与していないと主張しているが、社会保険事務所（当時）が、代表取締役として A 社の業務を執行する責任を負っていた申立人の関与もなしに、当該減額訂正処理を行ったとは考え難いことから、申立人が、自らの標準報酬月額に係る減額訂正処理の無効

を主張することは信義則上許されず、当該期間について、標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

一方、申立期間のうち、平成9年10月1日から13年4月1日までの期間に係る標準報酬月額については、遡及して訂正された形跡は見当たらない。

また、申立人は、賃金台帳など当該期間の保険料控除額を確認できる資料を保管しておらず、申立人が提出した当時の預金通帳からも、保険料控除額を確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成9年10月1日から13年4月1日までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、記録の訂正が認められるか否かを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間のうち、平成9年10月1日から13年4月1日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることができたとしても、事業主である申立人は、前述のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間の標準報酬月額については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月 1 日から 40 年 10 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社B営業所に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、C職の従業員として確かに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時にA社B営業所で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、昭和 57 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

また、申立人は、「A社B営業所の従業員は、全員で4人であった。このうちC職の者が私以外にも2人おり、兩人共に私が入社する前から勤務していた。」として、当該2人の氏名を挙げているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、当該2人のうち1人は、申立期間途中の昭和 39 年 9 月 1 日に資格を取得しており、もう1人は、申立期間から約4年3か月後の 45 年 1 月 10 日に資格を取得していることから、申立期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間途中の昭和 39 年 9 月 1 日に資格を取得している上記同僚は、「確かに私の被保険者資格の取得日は、入社日からずっと後になっているが、厚生年金保険に加入していない期間に保険料が控除されていたかどうかは覚えていない。」と陳述している。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月1日から同年4月1日まで

年金事務所に夫の厚生年金保険の加入状況を照会したところ、夫がA社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。夫は、同社には途中退職することなく継続して勤務しており、保管していた給与支払明細書を提出するので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた給与支払明細書、A社の回答及び同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間も継続して同社で業務に従事していたことが認められる。

しかし、A社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知年月日訂正届、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、昭和40年3月1日に申立人を含む従業員35人が被保険者資格を喪失し、そのうちの申立人を含む22人が、同年4月1日に再び同社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A社は、「申立期間当時、何人かの従業員が独立して個人事業主となることを希望したため、従業員のうち35人の被保険者資格を昭和40年3月1日に一旦喪失させたが、そのうち22人が当社での継続勤務を希望したため、同年4月1日に再度被保険者資格を取得させた。」旨陳述している。

さらに、A社は、申立人の申立期間における保険料控除について、「申立期間当時の賃金等に関する資料が無いために確認はできないが、従業員の被保険

者資格の喪失に係る届出を行った場合、社会保険事務所(当時)に保険料を納付する必要はないため、それら従業員の給与から保険料控除も行わなかったと思われる。」と陳述している。

一方、申立人の妻は、申立人の申立期間に係る給与支払明細書を所持しているところ、当該明細書の厚生年金保険料欄には保険料額の記載が無く、厚生年金保険の被保険者記録のある申立期間以外の給与支払明細書においても、厚生年金保険料額の記載が無い明細書が多数見受けられることから、当該明細書をもって申立人の申立期間における厚生年金保険料控除の有無について判断することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月から 39 年 3 月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。C社を退職してすぐの昭和 38 年 8 月中旬にA社に入社し、その後、元夫が入社したのを記憶している。申立期間は、D業務従事者として勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 38 年 11 月から 41 年 11 月までの期間に被保険者記録が有り、戸籍により、申立期間後に申立人と婚姻していることが確認できる申立人の元夫の陳述から、申立人は、申立期間のうち、一部の期間についてA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人の元夫は、「申立期間当時、女性従業員は入社してもすぐに退社する者が多かったため、勤務期間が短い女性従業員は、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と陳述している。

また、A社に係る上述の被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る 21 人のうち、所在が判明した 12 人に照会を行ったところ、回答のあった 8 人のうちの 1 人は、「申立期間当時、入社後 3 か月程度の試用期間があり、試用期間中は厚生年金保険に加入していなかった。」と陳述している。そこで、オンライン記録を見ると、当該従業員は、自身が記憶している入社日の約 3 か月後に、厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では、申立期間当時、必ずしも全ての従業員を入社後すぐには厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が記憶している同僚について、上述の被保険者名簿を縦覧し

たものの、申立期間に当該同僚の記録は見当たらない上、上述の同僚照会において、回答のあった別の元従業員は、「申立人が勤務していたのは記憶しているが、申立人の厚生年金保険の加入の有無及び保険料控除については分からない。」と陳述している。

加えて、申立期間当時の事業主は、既に亡くなっており、他の役員及び申立期間当時の社会保険事務責任者は所在が不明であるため、これらの者に事情聴取することができない上、現在の事業主は、「申立期間当時の関連資料は、既に廃棄しているため、申立期間の保険料控除については不明である。」旨回答していることから、申立人の申立期間における保険料控除を確認することができない。

このほか、上述の被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記載に不自然な点は見当たらない上、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 9 月から平成 3 年 11 月 1 日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成 3 年 11 月 1 日から 4 年 12 月 31 日までの期間及び 14 年 11 月 1 日から 15 年 6 月 1 日までの期間について、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 9 月から平成 3 年 11 月 1 日まで
② 平成 3 年 11 月 1 日から 4 年 12 月 31 日まで
③ 平成 14 年 11 月 1 日から 15 年 6 月 1 日まで

A社において代表取締役として勤務していたが、申立期間①の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、A社では月額 70 万円から 100 万円までの報酬を受けていたが、申立期間②の標準報酬月額が 9 万 8,000 円とされている。

さらに、B社においても代表取締役として勤務しており、月額 70 万円から 100 万円までの報酬を受けていたが、申立期間③の標準報酬月額が 9 万 8,000 円とされている。

各申立期間について調査し、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る商業登記簿謄本により、同社は昭和 62 年 11 月 * 日に設立され、申立人が代表取締役と記録されていることから、申立期間における勤務が推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は平成 3 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていない。

また、申立人は、申立期間を含む昭和 62 年 11 月 6 日から平成 3 年 11 月 2 日までC市の国民健康保険に加入している。

さらに、申立人の妻は、昭和 63 年 5 月 20 日に A 社の取締役役に就任しているものの、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日（平成 3 年 11 月 1 日）に被保険者資格を取得しており、平成元年 7 月から 3 年 10 月までの国民年金保険料を現年度納付している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立人が申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることができたとしても、i) 申立人は、A 社の代表取締役であり、同社での厚生年金保険の加入を決めたのは申立人自身で、その新規適用手続にも関与していたと陳述していること、ii) 同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に、被保険者資格を取得している当時の経理担当者からも、同様の陳述が得られたことを踏まえると、申立人は、上記のとおり特例法第 1 条第 1 項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当することから、記録訂正の対象とすることはできない。

2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、当時の最高等級である 53 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後の平成 5 年 11 月 4 日付けで、資格取得時（平成 3 年 11 月 1 日）まで遡及して 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、上記商業登記簿謄本により、申立人は申立期間及び遡及訂正の処理日において A 社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「A 社は社会保険料を滞納していた。」旨陳述していることから、申立期間当時、A 社は社会保険料を滞納していたことが推認できる。

さらに、申立人は、「当該遡及訂正手続は行っていない。」旨陳述しているが、「A 社は社会保険料を滞納しており、滞納保険料に係る社会保険事務所（当時）との交渉は全て代表取締役である自身が行っていた。また、事業主印も自身で管理していた。」旨も併せて陳述していることから、代表取締役である申立人は、自身の標準報酬月額の遡及訂正手続について知り得る立場にあり、知り得なかったとは考え難い。

加えて、A 社に係るオンライン記録から、申立期間当時に被保険者記録の

有る9人に事情照会し、3人から回答が得られたものの、申立人の申立期間における標準報酬月額の変及訂正について、陳述を得ることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間②における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

3 申立期間③について、オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、平成15年5月23日に14年11月1日まで遡及して50万円から9万8,000円に減額訂正されている。

しかしながら、B社に係る商業登記簿謄本により、申立人は申立期間及び減額訂正の処理日において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、管轄年金事務所（D年金事務所）提出のB社に係る滞納処分票及び不納欠損決議書に添付の経過一覧表から、同社は申立期間当時、社会保険料を滞納していたことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、B社の取締役一人についても、申立人と同様に、平成15年5月23日に14年11月1日まで遡及して標準報酬月額が26万円から9万8,000円に減額訂正されている。

加えて、管轄年金事務所は、平成15年6月16日に徴収決定済額取消通知書をB社に送付しており、同通知書には、同社は遡及して標準報酬月額を変更し、適用事業所ではなくなったため、滞納保険料の一部の徴収を取消している旨の内容が記載されている。

また、申立人は、「滞納保険料に係る社会保険事務所との交渉は、全て代表取締役である自身が行っていた。また、事業主印も自身で管理していた。」旨陳述し、滞納処分票及び不納欠損決議書に添付の経過一覧表においても、B社の滞納保険料の処理については、代表取締役である申立人が主体となって社会保険事務所と交渉していることが確認できることから、申立人は自らの標準報酬月額の変及訂正手続について知り得る立場にあり、知り得なかったとは考え難い。

さらに、申立人は、B社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、政府管掌健康保険に任意継続被保険者として加入しており、その際の標準報酬月額は9万8,000円である。

加えて、B社に係るオンライン記録から、申立期間当時に被保険者記録の有る4人に事情照会し、2人から回答が得られたものの、申立人の申立期間における標準報酬月額の変及訂正について、陳述を得ることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間③における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 18 日から 42 年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。私は、昭和 37 年 4 月に同社に入社し、42 年 6 月 30 日まで継続して勤務していたので、同社が厚生年金保険の適用事業所となった 39 年 8 月 18 日から 42 年 7 月 1 日までの期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社で勤務していたと申し立てしているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る同僚 16 人のうち、所在の判明した 9 人に事情照会したところ、6 人から回答が得られ、その 6 人全員が申立人を記憶していること、及び申立期間当時の事業主も申立人を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間当時の事業主は、「厚生年金保険については、従業員にも負担が生じることから、各人ごとに相談して加入するかしないかを決めていた。申立人が厚生年金保険に加入していたかどうかは、当時の資料も無く分からない。また、加入していない者から保険料を控除することはなかった。」旨陳述している。

また、上記の回答のあった同僚は、「厚生年金保険の適用事業所になる際、皆に説明があって、厚生年金保険に加入するかどうかは自分たちで決めた。私は加入したが申立人が加入していたかどうかは分からない。」旨陳述している上、別の同僚も「厚生年金保険については、事務の者から加入するかどうかを聞かれた。私は以前の事業所で厚生年金保険に加入していたので、続けて加入

することにした。」旨陳述している。

さらに、別の複数の同僚は、「本社だけで従業員は15人ほどおり、支社を入れれば総勢30人以上いた。」と陳述しているところ、A社における厚生年金保険の被保険者数は、申立期間当時4人から10人までの間で推移しており、従業員数と被保険者数に乖離^{かいり}があることから、必ずしも従業員全員が厚生年金保険に加入していなかったことがうかがえる。

加えて、上記被保険者名簿において、健康保険整理番号に欠番は無く、記録に遡及訂正等の不自然な点も見当たらないほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

年金事務所の記録では、私の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和 53 年 7 月 31 日となっているが、私は同社に同年 7 月 31 日まで勤務しており、資格喪失日が同年 8 月 1 日となるはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 53 年 7 月 31 日まで A 社に勤務し、1 日も間を空けずに同年 8 月 1 日から B 社に勤務した。」旨主張している。

しかし、現在、A 社を含む C グループの給与計算等事務を受託している D 社提出の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、A 社は、オンライン記録どおり、申立人が昭和 53 年 7 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨を社会保険事務所（当時）に届け出たことが確認できる。

また、雇用保険の加入記録から、申立人は、A 社を昭和 53 年 7 月 30 日に離職したことが確認でき、当該離職日の記録は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日と整合（厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、雇用保険の離職日の翌日）していることが確認できる。

さらに、D 社に対し、申立期間当時の A 社における月末退職時の被保険者資格の喪失手続及び保険料控除の状況等について確認したところ、D 社では、「申立期間当時の資料は廃棄済みであり、手続及び保険料控除の状況は不明であるが、提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から判断すると、申立人は昭和 53 年 7 月 30 日に A 社を退職していることから、同年 7 月の厚生年金保険料は給与から控除していないと思う。」旨回答している。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が被保

険者資格を喪失した日の属する昭和53年中に被保険者資格を喪失した同僚17人（申立人を含む。）のうち、16人の資格喪失日は、申立人と同様に月末日となっていることが確認できる上、オンライン記録から、申立期間に在籍し、平成14年10月31日に同社で被保険者資格を喪失していることが確認できる同僚は、「私は、平成14年10月30日が最終出勤日であり、翌日の31日は出勤していない。私が退職した時期は、月末退職希望者の退職日は、月末の1日前とすることが会社の慣例になっていた。また、私は申立期間当時、E組織の活動に携わっており、正社員が月末退職を希望する際には、月末の1日前が退職日となる旨の説明を同組織で行っていた記憶がある。」旨陳述している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 61 年 4 月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 57 年 10 月から 61 年 4 月までE職として勤務したので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に同社での被保険者記録が確認できる元従業員（申立人が名前を挙げた同僚を含む。）のうち、所在が判明した9人に照会したところ、回答が得られた7人のうち3人は、「申立人のことを知っている。」旨陳述していることから、時期及び期間は特定できないものの、申立人は、申立期間の一部において同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、平成4年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社は14年12月3日に解散しており、同社に係る商業登記簿から、同社の事業主であったことが確認できた4人のうち、1人の子は、「父親は、既に死亡している上、A社に関する書類等は残存していない。」旨陳述しているほか、残りの3人のうち所在が判明した1人に文書照会したが、回答が得られなかったため、同社等から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

また、申立人をA社に紹介したとされる同僚は、既に死亡している上、照会への回答が得られた前述の7人のうち4人は、「申立人のことを覚えていない。」旨回答しているほか、申立人のことを記憶しているとする前述の3人も、「A社での申立人の勤務時期及び勤務期間までは覚えておらず、申立人が厚生

年金保険に加入していたかどうか分からない。」旨陳述しているため、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

さらに、照会への回答が得られた前述の7人のうち、A社に係る前述の被保険者名簿から、昭和59年4月に被保険者資格を取得していることが確認できる2人は、「当時のA社の従業員数は、D業務従事者が3人ないし4人、E業務従事者を含む全体で7人ないし12人であった。」旨陳述しているところ、上記の被保険者名簿から、同年7月時点の被保険者数は4人であることが確認できる上、当該2人のうち1人が、前職の事業所から一緒にA社のE職として転職した同僚として名前を挙げた者は、上記の被保険者名簿に氏名が確認できないことから、申立期間当時の同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、A社に係る前述の被保険者名簿には、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然さは見られない上、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

また、A社が加入していたB厚生年金基金（現在は、C厚生年金基金）は、「当基金での申立人の加入記録は確認できない。」旨回答している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年から46年までの期間のうち
約4年6か月間

正確な勤務期間は覚えていないが、昭和35年から46年までの期間のうち
の4年6か月間、A社（現在は、B社）C営業所にD業務従事者として勤
務した。

しかし、年金事務所の記録では、A社C営業所に勤務した期間が厚生年金
保険の未加入期間となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期
間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に当
該事業所での被保険者記録が確認できる元従業員の陳述により、勤務時期及び
勤務期間は特定できないものの、申立人は、申立期間の一部において同社C営
業所にD業務従事者として勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、「申立期間当時の賃金台帳等の関連資料が残存せず、申立
人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等は確認できない。また、当社
は、D業務従事者の厚生年金保険の加入手続を昭和49年から順次、地域ごと
に行っており、申立期間当時のD業務従事者については、厚生年金保険に加入
させる取扱いではなかった。」旨回答している。

また、A社C営業所での申立期間当時の事務担当者であったとする複数の元
従業員は、「申立期間当時のD業務従事者は、厚生年金保険に加入させる取扱
いとはされていなかったが、例外として、E職のみは、厚生年金保険に加入さ
せていた。しかし、申立人は、一般のD業務従事者であり、E職になっていな
いと思う。」旨陳述しているところ、申立人は、「E職になったことはない。」

旨陳述している。

さらに、前述の事務担当者とする元従業員が記憶する申立期間当時のD業務従事者のうち、E職ではなかったとされる者は、A社C営業所に係る前述の被保険者名簿に氏名が確認できない上、申立人が一緒に勤務したD業務従事者として名前を挙げ、E職ではなかったとされる者は、同被保険者名簿から、同社がD業務従事者を厚生年金保険に加入させるようにしたとする時期と符合する昭和49年7月1日に、被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、A社C営業所に係る前述の被保険者名簿には、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年11月1日から57年10月1日まで
② 昭和61年10月1日から平成3年10月1日まで
A社での厚生年金保険被保険者期間のうち、昭和52年11月から57年9月までの期間(申立期間①)及び61年10月から平成3年9月まで期間(申立期間②)について、毎年昇給していたにもかかわらず、標準報酬月額が減額されたり、同額のままであったとは考えられないので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①について、A社は、「申立期間の賃金台帳等は残存しないが、当社は、オンライン記録どおりの申立人の標準報酬月額に係る届出を行い、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を申立人の給与から控除していた。」旨回答している。

また、申立期間のうち、昭和53年10月から54年10月までの期間については、A社から、53年10月の報酬月額算定基礎届により届け出た申立人の標準報酬月額及び54年10月現在の申立人の標準報酬月額を記録したとする資料の提出があり、当該資料において確認できる申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者記録が確認できる元従業員が所持する、昭和50年7月から56年7月までの期間及び同年9月から57年11月までの期間の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額と一致していることから、申立期間当時の同社では、オンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく保険料を従業員の給与から控除していたことがうかがえる。

申立期間②について、A社は、「当社は、オンライン記録どおりの申立人の標準報酬月額に係る届出を行い、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を申立人の給与から控除していた。」旨回答しており、申立期間のうち、昭和62年10月から63年9月までの期間については、A社に残存する62年10月の報酬月額算定基礎届の控えにおいて確認できる申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

また、A社に残存するマイクロフィルムに保管された申立人の申立期間に係る給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

さらに、A社に係る前述の被保険者名簿から、申立期間①及び②に被保険者記録が確認できる複数の元従業員は、「申立期間にA社から支給されていた給料額と標準報酬月額の記録が、相違しているとは感じていない。」旨陳述している。

加えて、A社に係る前述の被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の訂正及び遡及減額等の不自然な処理が行われた事跡は認められない。

このほか、申立人主張の標準報酬月額を基に、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年5月1日から同年12月30日まで
② 昭和32年5月11日から同年11月30日まで
③ 昭和33年5月6日から同年12月1日まで
④ 昭和34年5月1日から同年11月30日まで

年金事務所の記録では、A氏が所有するB船に乗った期間のうち、申立期間の船員保険の加入記録が無いので、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶するB船の同僚の一人が所持する船員手帳の記録並びに当該同僚及び申立人の陳述から、期間は特定できないものの、申立人は、同船に乗っていたことが推認できる。

しかし、オンライン記録において、B船の船舶所有者が、申立期間に船員保険の適用事業所であった記録は無い。

また、前述の同僚が所持する船員手帳の記録において確認できるB船の船舶所有者及び申立期間当時の船長は、いずれも所在不明のため、当該二人から、申立人の給与からの船員保険料の控除の状況について確認できない。

さらに、申立人が記憶する前述の同僚は、船員手帳の記録から、申立期間当時、B船に乗っていたことが確認できるものの、オンライン記録において、氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、当該同僚の申立期間における船員保険被保険者記録は確認できない。

加えて、オンライン記録において、申立期間当時の船長、申立人が名前を記憶する別の同僚（既に死亡）及び前述の同僚が記憶する乗員（所在不明）の3人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、当該3人の申立期間におけ

る船員保険被保険者記録も確認できない。

申立期間②について、申立人が記憶するB船の同僚二人が所持する船員手帳の記録並びに当該同僚の一人及び申立人の陳述から、期間は特定できないものの、申立人は、同船に乗っていたことが推認できる。

しかし、オンライン記録において、B船の船舶所有者が、申立期間に船員保険の適用事業所であった記録は無い。

また、前述の同僚二人が所持する船員手帳の記録において確認できるB船の船舶所有者及び申立期間当時の船長は、いずれも所在不明のため、当該二人から、申立人の給与からの船員保険料の控除の状況について確認できない。

さらに、申立人が記憶する前述の同僚二人は、船員手帳の記録から、申立期間当時、B船に乗っていたことが確認できるものの、オンライン記録において、氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、当該二人の申立期間における船員保険被保険者記録は確認できない。

加えて、オンライン記録において、申立期間当時の船長及び前述の同僚の一人が記憶する乗員(所在不明)の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、当該二人の申立期間における船員保険被保険者記録も確認できない。

申立期間③及び④について、オンライン記録において、B船の船舶所有者が、申立期間に船員保険の適用事業所であった記録は無い。

また、申立人が記憶するB船の船舶所有者及び申立期間当時の船長二人は、その全員が所在不明である上、申立人は、船長以外の乗員の名前を記憶していないため、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び給与からの船員保険料の控除の状況について確認できない。

さらに、オンライン記録において、申立人が記憶する申立期間当時の船長二人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、当該二人の申立期間における船員保険被保険者記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。